

### 寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

馬場, 宏恵 / 長井, 純市 / BABA, Hiroe / NAGAI, Junichi

---

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of the Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

68

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

35

(発行年 / Year)

2014-03

# 寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

長 井 純 市  
馬 場 宏 恵

## はじめに

本稿が紹介するのは、国立国会図書館憲政資料室所蔵「寺内正毅関係文書」所収寺内正毅宛杉山茂丸書翰全四三通である。この史料はこれまでまとまって翻刻されたことはない。明治・大正期、陸軍の軍人として、また長州閥の指導者の一人として内閣総理大臣に上りつめた寺内に対し、生涯を在野の人として過ごし、また一介の国士として政界や官界、実業界に無視し得ない影響力を行使した杉山の発した書翰を紹介することは、いわゆる政界や官界、実業界をこれまで以上に広く、深く考察する上で有益であり、日本近代史研究の進展にも資することと考え、ここに翻刻することとした。

本稿に関連する研究成果に言及するならば、最近、有馬哲夫『児玉誉士夫・巨魁の昭和史』（文春新書、二〇一三年）が刊行された。戦前、戦後、右翼的人物として、また政界のいわゆるフィクサーとして、社会

の裏面から各界に影響力を行使した児玉の評伝である。杉山は、ある意味で、児玉の先駆者のような存在である。奔放で、しかも政界の重要人物と直接会見できるような関係を有していた。児玉との比較で言えば、杉山は社会の表裏を自由に行き来し、その存在を隠すことがなかったという意味で、児玉とは大きく異なる。

なお、類似性を有する人物を取り上げた研究成果として、笹川良一に関する佐藤誠三郎『笹川良一研究』（中央公論社、一九九八年）、伊藤隆『続・巢鴨日記（笹川良一と東京裁判一）』（中央公論新社、二〇〇七年）、同『戦犯者』を救え（笹川良一と東京裁判二）』（中央公論新社、二〇〇八年）、同『容疑・逮捕・尋問——笹川良一と東京裁判三』（中央公論新社、二〇〇八年）、同『国防と航空——国粋大衆党時代（笹川良一と東京裁判別巻）』（中央公論新社、二〇一〇年）、同『評伝・笹川良一』（中央公論新社、二〇一一年）がある。

しかし、日本近現代史研究において、こうした人物に関する研究成果が本格的に活用されているとは言い難い。それは、これまでの日本近現

代史研究の広さ、深さを象徴していると言い得るかも知れない。杉山や笹川、児玉に代表される人物を研究対象とすることは、そうした広さ、深さを増す成果をもたらすのではなからうか。

さて、杉山の略歴を紹介しよう（以下の記述は、後述の杉山関係の諸文献による）。

杉山は、元治元（一八六四）年八月一日、福岡藩応接方杉山三郎平の長男に生まれた。号は其日庵である。

父は、灌園と号し、幕末、藩校で教授していたが、勤王開国派の一人であったという。この勤王の資質は確実に杉山に受け継がれたと言えよう。父は、幕末に帰農した。そして、私塾「敬止義塾」を開いた篤実な人物であった。

明治一八年に杉山は玄洋社（明治一四年創立）の中心人物である頭山満と出会い、以後五〇年に及ぶ親交を結んだ。杉山も玄洋社と深く関わり、その財政基盤として炭坑経営を頭山に進言したりしたという。さらに、杉山自身の香港貿易の経験をふまえて、同郷の金子堅太郎に経済論を説き、のちに実現した日本興業銀行の設立運動に尽力したりもした。

日清戦後、台湾総督となった児玉源太郎と民政長官となった後藤新平に、台湾経営に関する献策もした。桂太郎総理大臣の命により米国での外資導入に関わる調査を行い、日露戦後には、日本の満州経営の中心機関となった南満州鉄道株式会社の初代総裁として後藤新平を桂首相に推す行動を見せた。隣国韓国との外交にも関与し、同国の親日勢力である一進会の私的顧問となり、「日韓合邦」を目指し、韓国併合を進めたの

である。

郷里福岡県では、大正期に博多湾築港株式会社を創立し、築港事業を推進するなど、いわばふるさと振興事業にも熱心に取り組んだ。その他、関門海底鉄道や大分鉄道を構想するなど地方振興事業を推進する一面も有した。

メディアとの関わりも深く、雑誌『サンデー』『黒白』、新聞『福陵新報』『九州日報』の発行に関わり、自ら執筆した。また、『東京日日新聞』や『東京朝日新聞』等に数多くの談話記事を残した。著作物も残している。

趣味は刀剣・義太夫等多彩であった。彼の奇抜な一面を象徴するのは、何よりも死体国論であろう。自らそれを実践し、死後の献体を言い残して亡くなった（昭和一〇年七月一九日）。杉山の遺体は解剖に付され、遺骨となったのち東京帝国大学医学部に保存されることとなった。現在も杉山夫婦の骨格標本は保存されている。

こうして、杉山は政治家にも実業家にもならず、在野において「もぐらもち」「法螺丸」と自称し、あるいは称され、政界・官界・実業界を自由自在に動き回った。実子である作家の夢野久作（本名、杉山泰道）は、『近世快人伝』（昭和一〇年、黒白書房）の中で、父茂丸の人物像について、「いつも右のポケットに三三人の百万長者を」「左のポケットには其の時代々々の政界の大立物を二三人か四五人忍ばせ」ていたと、久作らしい表現で伝えている。

杉山に関する主な先行研究は次の通りである。主に評伝的な研究成果

と言えよう。

室井廣一「杉山茂丸論ノート」(一)、(三)〜(二二)、『東筑紫短期  
大学研究紀要』一一〜三〇号、一九八一年〜一九九九年。  
「杉山茂丸論ノート」(二)、『海外事情』(拓殖大学海外事  
情研究所)一九八一年三・四月合併号。

一又正雄『杉山茂丸——明治大陸政策の源流——』(原書房、一九  
七五年)

高嶋正武「杉山灌園・茂丸・泰道と筑紫野市山家宿」、『福岡郷土史  
研究』第五〇号(福岡地方史研究会、二〇一二年)

この他に、一般向けに書かれた杉山紹介の著作として次のようなもの  
がある。

野田美鴻『杉山茂丸傳——もぐらの記録——』(島津書房、一九九  
二年)

多田茂治『夢野久作と杉山一族』(弦書房、二〇一二年)

林まゆみ『大正美人伝 林きむ子の生涯』(文藝春秋社、二〇〇〇  
年)

最相葉月『星新一——一話をつくった人——』(新潮社、二〇〇  
七年)

さらに、杉山の書翰など関係史料を所載する編纂物として次のものが  
ある。

『伊藤博文関係文書』(伊藤博文関係文書研究会編、塙書房、一九七  
八年—一九八一年) 全九巻

『内田良平関係文書』(内田良平文書研究会編、芙蓉書房出版、一九

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

九四年) 全二巻

『大隈重信関係文書』(早稲田大学大学史資料センター編、みすず書  
房、二〇〇四年—二〇一三年) 既刊九巻、刊行継続中

『桂太郎関係文書』(千葉功編、東京大学出版会、二〇一〇年)

『山縣有朋関係文書』(尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編、  
山川出版社、二〇〇五年—二〇〇八年) 全三巻

『寺内正毅内閣関係史料』(山本四郎編、京都女子大学、一九八五年)  
全二巻

『正伝 後藤新平』(鶴見祐輔著・一海知義校訂、藤原書店、二〇〇  
四年—二〇〇七年) 全八巻

『児玉秀雄関係文書「明治・大正期」』(尚友倶楽部児玉秀雄関係文書  
編纂委員会編、山川出版社、二〇一〇年)、『同II昭和期』(同上)。

他に、杉山についての記述を多く見ることができる刊行史料として、

『原敬日記』(原奎一郎編、福村出版、二〇〇〇年) 全六巻

『大正デモクラシー期の政治 松本剛吉政治日記』(岡義武・林茂校  
訂、岩波書店、一九七七年)

の両書がある。

未刊行の杉山関係史料を多く含むものに、前記憲政資料室所蔵「後藤  
新平関係文書」がある。ここには、七三通の杉山自筆書翰が収められて

いる(この史料については、刊行プロジェクトが進行している)。その  
他、福岡県立図書館所蔵「杉山文庫」(寄託資料)には杉山宛書翰が、

また同「河内資料」にも河内卯兵衛宛杉山書翰がそれぞれ含まれている  
(河内卯兵衛は、福岡市長〈昭和一三年四月〜八月〉を務めた有力者で

ある)。さらに、成蹊大学図書館が「夢野久作・杉山茂丸関係書簡一括」を所蔵している。<sup>①</sup>

\* \* \*

一人一党を自称していた杉山が、各界に影響力を行使した背景には、実は、杉山につながる人脈があった。

前述の頭山満もその一人であり、同様に九州出身者として佐々友房や明石元二郎、吉田磯吉（実業家、衆議院議員、侠客として名高い）らがいる。

この他に、前述の金子堅太郎、伊藤博文、後藤象二郎、児玉源太郎、八代六郎、後藤新平、藤田伝三郎、山岡鉄舟、大河内輝剛（群馬出身、実業家）、高崎安彦（鹿児島出身、男爵）、後藤猛太郎、加藤敬介、加藤正義（鳥取出身、実業家）、朝比奈知泉ら多種多様な人物と交流があった。

とりわけ伊藤博文との関係については著名なエピソードを残している。それは、杉山が藩閥政府打倒を名分として伊藤の暗殺者として伊藤のもとに出向き、結局、伊藤との議論を経て、伊藤と深い交わりを結ぶこととなったというものである。あたかも、幕末の坂本龍馬と勝海舟の関係を想起させるようなエピソードである。

伊藤以外にも、山縣有朋、桂太郎、児玉源太郎、寺内正毅ら長州閥指導者との関係が深い。杉山は、これらの人物の評伝である『児玉大将伝』（大正七年）、『桂大将伝』（大正八年）、『山縣元帥』（大正一四年）を執筆している。ちなみに、向島にあった杉山邸敷地に児玉神社を建立したと言われている（なお、現在江の島にある児玉神社に遷座されたという）。<sup>②</sup>

ことによると、杉山と長州閥有力者との関係は、父三郎平が応接方だった時代に遡ると見ることが出来るかもしれない。父三郎平は、慶応二年、下関海峡の通船に関して藩命をうけ、真藤登・花房静馬両名と共に長州に出張し、木戸孝允、松原音三と面談したことがあった。<sup>③</sup> もっとも、この父の幕末長州経験が、杉山の人脈形成にどれほど影響を与えたかは明らかではない。

もう一つ、長州閥有力者との関係を伺う手掛かりが、前掲「杉山文庫」にある。それは、山縣有朋自筆書翰である。その箱書きによると、「此之書簡は、杉山其日庵翁生前余に与へられ古今山縣公との行きさつを屢々聞かせられ今日まで手元保存し置れたるも、翁直孫龍丸君に転るもの也」として、預かっていた真藤慎太郎（日魯漁業株式会社顧問）から昭和三年に杉山家に返却された書翰であるという。書翰の年代は、明治四一年から大正二年の間と推定される。<sup>④</sup> その内容は、高杉晋作の遺児東一（生没は、元治元年一〇月五日―大正二年七月一日。以下同じ）の家に対する不親切な取り扱いについて杉山に謝罪すると共に、杉山の厚情に感謝するというものである。周知の通り、奇兵隊の創設者である高杉の死後、同隊を受け継いだ山縣は、下関に設けた邸宅無隣庵を高杉の愛人に提供し、故高杉供養の場とした。

杉山は、高杉の遺児の不遇に憤ったのであろう。これに関連する史料として、明治四四年一月二六日付山縣宛杉山書簡がある。その中で、杉山は東一の病状や高杉母子の状況を報じている。<sup>⑤</sup> こうした杉山の人間観は、山県ら長州閥有力者の信頼を得るゆえんともなっているのである。

こうして杉山は、暢気倶楽部という場で、また事務所である白華社で、有力者と交流し、あるいは情報の収集・交換にあたっていた。

\* \* \*

さて、今回紹介する寺内宛杉山書翰の概要を紹介しよう。年代は、明治四三年から大正八年にわたる。寺内の朝鮮総督・内閣総理大臣在任時代のものが中心となっている。韓国併合に積極的に関与した杉山は、植民地朝鮮の統治に晩年まで心血を注ぎ、意見具申などを行った。

杉山が寺内を畏敬・尊崇していることが書翰から伺われる。また、杉山から寺内に対する政界情報の提供が読み取れることは興味深いことである。

ただし、杉山は朝鮮や満州などで暗躍する、いわゆる大陸浪人とは違うとの自己認識を有していた。たとえば、大正五年一〇月二四日付書翰には「下手に手を付けると食はれ申候〔中略、筆者註、以下同じ〕一度甘遇を得ると、跡が弊痕」などと大陸浪人の弊風を述べ、彼らを冷徹に見ていたことを示している。

植民地台湾の統治に対しても関心は高かったが、これは宗主国・大本帝国の統治技術のみならず皇威に関わる問題であったからである（大正六年四月二二日付書翰には「不自然な嚴政」であってはならないと記している）。

次に、杉山の勤王思想について述べよう。杉山にとって勤王とは、自著『百魔』の中で「勤王は我国民心理の信念にして、思うて行うべきを条件の第一とする。徒に口に言うて利得便利を得る物ではない」と定義されている。また、同『俗戦国策』においては、神憲論者の憲法無用論

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

とも自由民権論者の民約憲法論とも違う、「憲法はドウしても欽定憲法でなくてはならぬ」という独特の主義として表現されている。また、「民は国の本なり、民の生は朕が生なり、民安うして朕初めて安し」「民は国の本なり、民の富は朕が富なり、民富んで朕初めて富む」という勤王思想を基盤として、「其国不拔の習慣を基礎」にした憲法制定を望んだことが述べられている。<sup>7)</sup>

大正五年一〇月五日付書翰では、大隈重信前内閣総理大臣の処遇に関して大隈の「勤王」発言を捉えている。また、大正三年一〇月一三日付書翰では、寺内に旧福岡藩尊王攘夷派の一人森安平の追弔祭通知及び揮毫依頼をしている。さらに、大正六年三月三〇日付書翰では、政権批判は、究極的に天皇批判になるという考え方を示していた。杉山独特の勤王思想といえようか。

先に杉山が幕末の功労者高杉晋作の遺児に対し特別な配慮していたことを述べたが（大正五年一月二四日付書翰、同年一月三一日付杉山宛高杉茂子書翰）、皇国への功労者と杉山が認識した人物に関して、彼は、本人のみならず、その遺家族をも視野に入れて名誉が保たれることをめざした。高杉家と同様の事例は他にもある。たとえば、大正四年五月八日付書翰には岡田治衛武（実業家）救済（末期の世話者小生病氣）と書いている）、また同年七月二三日付書翰では故後藤猛太郎（後藤象二郎の子）の負債問題、さらに大正年不明九月二二日付書翰には故早川勇の遺族問題等々、故人となった功労者の遺家族の困窮救済などに奔走したのであった。

故高杉晋作の嫡子である東一は、幼い頃に父晋作を喪い、祖父小忠太

と母雅子に育てられた。その祖父の依頼で、木戸孝允のつてを頼り、東京で二年学んだのち、山口に戻った。その後、洋行もし、明治三〇年代には外務書記生として在澳公使館勤務を経験したが、父晋作の五〇年祭をまたずに没した。高杉家についての書翰は、同家の家計における支出を詳細に記しており、故東一の妻茂子からの書翰が添付されている。

故後藤猛太郎（文久三年—大正二年）は、父象二郎の死後、伯爵となり、貴族院議員となった人物である。杉山の著作『百魔』で紹介されている通り、豪快な生き方をした。明治四三年九月三日付書翰において、杉山は大洪水の影響で向島から転居することになったと述べている。その後、向島のこの所有地は、梅屋庄吉（孫文の支援者として著名な人物）が創立者の一人であった日本活動写真株式会社に売却され、日活向島撮影所となった。その日活の初代社長に後藤猛太郎が就任したことにも、杉山が深く関わったと言われている。

第三に、杉山の政治観と経済観が読み取れる点に言及しよう。杉山は、皇威と国益とを最優先するという理念から、政党批判を繰り返していた。たとえば、政党の特徴である利益配分による支持調達という体質について「撰拳醜業」と評していた（大正四年三月三日付書翰。大正三年一月二日付書翰にも政党不信が述べられている）。

しかし、その一方、築港など地方振興策としての土木建設事業には積極的に関わる姿勢を有していた（大正五年五月一日付書翰。この時期は、ちょうど博多湾築港株式会社創立準備の時期でもあった）。

政党批判としては、第二次大隈重信内閣の与党立憲同志会への批判が目立つ（大正四年二月三日付書翰、同年三月一六日付書翰、同年三月一

九日付書翰）。とりわけ、中国に対する二十一箇条の要求を行った加藤高明外相への批判は手厳しい。ただし、对中国外交を両国の友好関係という視点からよりも、対列強協調という視点から捉えている。これも国益計算に基づくものなのであろう。その一方、立憲同志会系ではあるが、生粋の政党政治家ではない後藤新平には、一目置いていたように見える。

杉山の国際政治観については、第一次世界大戦の勃発を日本にとっての僥倖と捉えていることが象徴的である。すなわち、日本を始め後進国の脅威となっている諸列強の間で戦争が行われることは、大日本帝国の国益にプラスとなると考えていたのである（大正三年八月一日付書翰には、「支那の問題に対し根本的の解決に着手すべき最良時機」とある）。

国際経済についても関心は高く、たとえば仏印開発における対仏協力案を提唱した。いわゆるアジア主義の理念に基づけば、植民地ベトナムの独立運動を支持、支援するところであるが、宗主国であるフランスへの協力を提案するという彼独特の感覚に基づく国際政治観を有していたのである。これも、結局は皇国大日本帝国に対する彼なりの国益計算に基づいていると考えられる（大正年不明三月八日付書翰）。

以上、今回紹介する書翰史料をふまえ、その概要と注目すべき点を述べてきた。本稿が、杉山茂丸研究の展望として単に杉山個人の政治経歴紹介という史実解明に留まることなく、近代日本の政治運営における在野の人物の役割を考察、評価する新成果を産み出す可能性を有していることが理解されるであろう。日本近現代の政治を従来以上に広く、深く再構成する出発点となることをめざしたいと考えている。

最後に、留意点を述べておきたい。第一に史料中には、今日から見ればさまざまな意味で不適切な表記・表現が見られるが、歴史における表記・表現として、そのままとした。

第二に凡例については次の通りである。

一 書翰の掲載順は、「寺内正毅関係文書」の目録の順番に従っている。

二 原則として旧漢字は現代のものに改め、仮名はひらがなに統一した。適宜、句読点を付し、段落を設けた。

三 誤字など史料の誤りと思われる箇所には「ママ」を付した。筆者による註記は「」で表記した。

四 判読不能箇所については、文字数に応じて□で表記した。

この成果は、法政大学大学院人文科学研究科史学専攻において日本近現代史研究に従事する以下の七名と指導教員である長井の共同作業によるものであることを付記する。今回、発表にあたって、掲載誌の規定をふまえ、代表として長井と、杉山茂丸を研究対象としている馬場（博士後期課程在籍）が共著者として名を連ねた。そして、この「はじめに」は主に馬場が執筆した。共同作業者は次の通りである（アイウエオ順）。

飯塚彬、小沢洋輔、川崎華菜（中央大学大学院学生、単位互換制度による法政大学大学院の受講生）、鈴木隆春、塚本英樹、馬場宏恵、

山下大輔

なお、この翻刻に関する一切の責任は長井が負うものである。

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

## 註

- (1) 浜田雄介「成蹊大学図書館所蔵夢野久作書簡翻刻」、「成蹊國文」第四六号（二〇一三年）三三頁。
- (2) 江の島児玉神社に掲示してある由緒書に拠る。
- (3) 高嶋正武「杉山灌園・茂丸・泰道と筑紫野市山家宿」、「福岡地方史研究」第五〇号、二〇一二年九月、江島茂逸編『維新起原大宰府紀念編』（博聞社、森岡書店、一八九三年）一三四頁。
- (4) 書翰に「河村翰長」とあり、これが河村金五郎枢密院書記官長のことを指すならば、その存任期間は明治四一年七月二四日から大正二年二月三日である。なお、本稿において史料を引用する場合には、原則として、旧漢字は新漢字に改め、仮名は平仮名に統一し、適宜句読点を付した。
- (5) 『山縣有朋関係文書』（尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編、山川出版社、二〇〇六年）第二巻、二四九頁。
- (6) 其日庵杉山茂丸「六、品川弥二郎子の勤王主義」、「百魔」（大日本雄弁会、一九二六年）三三頁。
- (7) 杉山茂丸「帝国憲法発布」（『俗戦国策』（大日本雄弁会講談社、一九二九年）九八、一〇二、一〇三頁。
- (8) 明治一五年八月二日付伊藤博文宛高杉丹治書翰、同三四年四月四日付同高杉東一書翰、同三六年八月一日付同上、いずれも『伊藤博文関係文書』第六巻、一一〇―一二二頁。一坂太郎『クロニクル高杉晋作の二九年』（新人物往来社、二〇〇八年）二〇三―二〇五頁。『職員録 明治三〇年（甲）』（印刷局、一八九七年）四三頁。同明治三二年（甲）（一八九九年）四五頁。
- (9) 『日活四十年史』（日活株式会社、一九五二年）四一頁。
- (10) 梅屋庄吉『日活の創立事情（と、自分の責任感）』（一九二六年）三頁、早稲田大学演劇博物館所蔵。車田讓治『国父孫文と梅屋庄吉』（六興出版、一九七五年）二三八頁。

## 寺内正毅苑杉山茂丸書翰

(1) 明治(43)年9月3日

八月廿九日御投与の朶雲本日拜掌。敬誦仕候。時下蒸熱の候、閣下御身  
 辺愈御広胖被為涉御座恐悅至極に奉存上候。

扱て、先般来捧電仕候件々御高論を蒙り恐縮至極に奉存候。右は、当時  
 小生等の心中、赤兎が団子の煮ゆるのを待遠トマふがると一般、一日千秋  
 の思ひ致居候。折柄、突然として京城よりの私通信杜絶致し、杳として  
 何等消息不相分相成、折柄宋秉峻尚ほ途中に淹留の報さへ伝はり、最早  
 団子者煮かゝりてあるか閣下に直接何度も、そんな馬鹿な電報を差上る  
 訳にも不参、殊に解決前、解決後に於ける流民の情勢に対し甚だ憂慮罷  
 在候事端も相嵩み居り旁何かにかこ付けて一電を発し徳利閣下の袖を引  
 張りて見たら何とか少し者様子が分るであらふ、今更時局の解決者如何  
 でむ駄かなど馬鹿々々敷事を伺出るも強腹と存し、洪々一電を捧げ候処  
 「おれの頭のくるはぬ間者来る事ならぬ」と元氣旺盛の御返電にて是な  
 ら大抵事者運ひ居るな一と大安堵致候。尚ほ、前電を糊塗すべき電報捧  
 げ候次第自白懺悔とも御海容被為下度候。只々当時心中の愁鬱今更憫笑  
 仕候。夫より山公、桂候キナに調キツし様子を伺候処愈大丈夫と相信申候間、  
 婦臥平倒一切外客と内友との行通書信の接触を禁じ今日に至りたる次第  
 に御座候。為めに今日迄閣下に捧書も相怠り候次第者決して怠りたるに  
 非ず、謹慎罷在候結果に御座候間、平に御宥免被為下度候。  
 扱て、時局解決に対しては心中狂喜雀躍の爲め、事の善悪工拙等を考ふ  
 脳力を喪失致候。実に二昼夜計り者寢食も相忘れ候位にて今尚ほ心中動

もすれ者躍り、小生の生涯如此嬉しき事者有之間敷と存候。小生が明  
 治廿七、八年頃よりの悩めウツ、喜び、次ぐに涙を以てするの微情御憐察  
 被下度候。

扱て、時局解決に対する閣下の御勲業者万世不滅にして其処トマ便の軽快  
 なる唯々驚愕するの外無之。是等者遺憾なく已に天下万人の認識する処  
 にして小生と寸毫も其感を異にしたる者なきを確信仕候。小生去廿九日  
 即ち御尊書御投与の日の未明四時半を以て竊かに故伊藤公の墓前に伺候  
 し唯今前文相認め候通りの事を奉告致候。爾来、未だ一人にも時局談不  
 仕候。心中の狂喜御憫察被為下度候。

二に、流民の平穩の儀に付被仰越御同慶に不耐奉存上候。併し此義に付  
 て小生今尚ほ少しも心を緩ふする不能、時々明石少将閣下へ愚見申上居  
 申候。流民者昔より不揆の挙を成すに者世界無比の練達にて機を見て事  
 を為す敢て日本人などの及ぶ者に無之。小生者断乎として韓国の警戒者  
 事前より事後に於て益嚴なるを明石將軍に発電仕置候。小生の無線電線  
 に相響候処によれば矢張浦塩方面及北滿の追ひ出され民、日本留学生者  
 寸時も目放し難出来存、其方者日夜注視仕居申候。此点者乍恐少しの御  
 油断も不「被」為有候様切望仕候。先つ者拜復迄。大乱筆如此御座候。  
 匆々頓首

九月三日

茂丸拜行

寺内統監閣下侍史

追々御見舞を忝く候。向嶋長年御愛顧を辱ふし候得共今回にてメチャメ  
 チャに相成不止廢庵。他に引越の事に致し申候。以上

〔封筒〕 表、京城、寺内統監閣下、親展。裏、緘、九月三日、東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話新橋一八〇七番、一一〇一番。

(2) 明治(44)年10月27日

謹啓 昨夜は又々下風に倍し英容に接し奉り爽然の至に奉存上候。愈朝鮮御出発も御切迫と相成夫是と御多忙の御事と拝察奉り候。

扱て朝鮮の事も情退て回想に相耽申候処今後尚ほ大分の御世話を煩はし奉り候事可有之、小生も乍蔭微力を致すの必要有之と自覚致候事も相感候。爾後も一層自励邦家の御為めに御奉公可申上は当然の義に御座候に付ては事端総て閣下の御高教を蒙る者不及申尚ほ一人の疏通、昵近（マ）を欠ぐ（マ）の有害なる者自覚仕候間閣下之清「晴」明宜敷御含置被下度奉嘆願候。已に今日迄も閣下と小生相互の間に対し種々の流言飛語を逞ふる者現下の状態に御座候て小生も常に戒飭罷在候間此等者御序を以て明石少将閣下にも宜敷被仰上置被下度奉願上候。

扱、此間中兎玉神社へ御奉納の古「故」青江助真保存方被仰付小生身に取光栄無此上早速本阿弥をして一応の手入為致候末日々自身拭方相勤め相楽み居申候。

右に付何をかな小生も扱「闕」下に捧呈候。欣然の微意を奉り度存候処素より赤貧の浪夫是と申品も無之折柄茲に好き物を発見仕候。

夫は去四十年小生京城に伺候し故伊藤統監閣下に拜謁し徹宵曉雞を忘れて時事の進言致上候節御手ずから下し賜はる別添純金製煙草入は前韓帝より御下賜の品に有之候由、切に御辞退申上候も人に贈与しても好いか

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

ら受納すべしとの厳命、止むなく今日迄保存罷在候が、元来草莽馳驅の浪人、斯る高貴の遺宝を一日たりとも家中に止め置を恐れ申候より、居常痛心罷在候を風と思ひ出候。茲に聊か閣下の御知遇を配するの象として今回謹て靴下に捧呈仕度心底御憐了被為下故公爵御遺品として尊邸に御保存被為下候は、小生の露心無此上難有奉存上候。御赴任前に先ち敢て野箋以て事情を具し扱「闕」下に嘆願仕候。尚ほ申上残し候事共有之候節は隨時邦電によりて言上可仕候。先つ者御暇乞を相兼ね微衷奉得御意度如此御座候。恐々頓首

十月二七（マ）

茂丸再行

寺内総督閣下侍史

〔封筒〕 表、伯爵寺内総督閣下、親展、品添。裏、緘、東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一一〇一番、一一〇二番。

(3) (大正) (3) 年1月6日

謹啓 昨朝者推參不相変御教示を辱ふし奉感銘候。陳は其節申上落申候が小生者先般来日夜内大臣御撰任の義に付乍草莽苦悶罷在（マ）、此義者一に閣下の朝廷（マ）に對せらるゝ御奉公の基礎かと奉拝察候。申上る迄も無之候得共一人の御留意切に万望に不耐奉存上候。

二に、若い者共始末の為め憲法の解釈を主義とする小雑誌発刊の計画致し罷在候て此者従来と違ひ今度は保証金壹千円に毎月壹百二、三十円費用にて安々継続する事に相成居申候間、若し御都合宜敷時も御座候は、

御傾助奉仰候。此事は既に朝鮮総督にでも願出んかと児玉伯に願出置候も今に御回示を蒙らず候間、一応御願試申候。御一聲奉仰候。右思出候まゝ取束如此。恐々頓首

一月六日夕

魯庵伯閣下侍曹

其日庵再行

〔封筒〕表、麻布区筭町、伯爵寺内正毅殿閣下、親展。裏、緘、東京

市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京

橋一〇一番。

(4) (大正) (3) 年6月20日

謹啓 霖雨の時季に相成晴曇無常天時恰も人事に均しく鬱陶敷事共に御座候。御滞京中者兎角御配意のみ相掛事物爽然を欠き<sup>マズ</sup>恐縮に奉存候。

御帰任後も極めて御健剛に可被為涉奉遙察候。

扱、此間中首相にも二回程面謁し、蔵相へも長時間閑晤致し引続椿山公にも二回緩々拜晤仕候が、要するに政務の機要を失し居候次第故一寸救済の手段を相用候訳に不参と存候。左に大略御参考迄申上置候。

第一、蔵相者前内閣以来の咄続も御座候事故種々懇談の末当冬の予算要項も伺得申候が、国防に重きを置かず減税に傾心し非募債を主張して預金部の繰越しを頼みとする等其他悉く国家経営の素質を欠き居る事共殆ど議論の余地も無之、小生永年の経歴により此政府の予算が一番劣悪と<sup>マズ</sup>想象仕候。

小生曰く、支那外交を無視し軍事を後にして減税を主とする時者国家の

境遇者無意味と可相成非募債を主として預金部の金を遣はゞ其提言を自滅すべし。抑も預金部者細民貯蓄の倉庫にして非募債の言に捕はれて此の金に手を付ける者恰も細民に対する強請募債にして終に者一般銀行の預金に向つて競争を企てざるへからず。如此にして如何にして輸出入の均衡を保つ商工業の存立を望むべけんやと申候処、蔵相も殆んど当惑の有様にて只々懇意づくにて援助を乞ふの外無之、相談の上此冬前に可相定予算決定の閣議に相当の活動を見る様首相にも相咄呉れよとの事故序を以て首相にも蔵相と相談の結果を相咄申候処首相曰く、実に善哉の御氣付ながら夫者蔵相の任として僕者政友会の悪党を打破するを専務と心得居る故切に蔵相を援助して呉れとの事にて愈破天荒大隈式の發揮にて殆んど手の付よふも無御座候。

其他政務の要項を無数に押<sup>マズ</sup>拾致候間此結果を以て椿山公に相迫り、今日の有様にて者政友会に者勝やも難計候も國務者全癈と言ふも無差支と奉存候間速に善後の用意こと必要と奉存候と申上候処、公も至極御同感にて色々公として識<sup>しりょう</sup>了せられたる事共も御詳話有之、最後に公曰く、用意と云ふて何とする見込かとの仰故小生曰く、大隈伯の寿命者長短別問題として早晚持续到困難する者前述の通り既決<sup>き</sup>の事と存申候。只一の可思事者投出<sup>なげだ</sup>の時後任者の推擧を放縦にせらるゝ時者真に國務の性命に相関可申候付て者早く大隈伯と御相談の上辞表を提出する時者提出限りとして後任者の推擧者陛下之大権<sup>けん</sup>に訴へ爾後者宮中に規律ある<sup>マズ</sup>保佐の官を設ける事にせられざれば元老者年と共に枯落可仕候。小生の考にて者内大臣顧問なる者を四、五人不変の法規のもとに被設先第一に今の元老を其儘に任官(死んだら陛下の聖鑑により追々に補欠す)、内閣が辞

表提出の場合者陛下者先づ内大臣に後任者の推撰を御諮詢に相成内大臣者顧問官と共に評議を尽して推撰すると云ふ事にも相成候は、稍安心かと奉存候云々申上候処至極御同感の御模様にて者相見受申候。

何に致せ国家の危急者外にあつて者支那問題、内にあつて者政權問題に御座候間早く安心の道丈は得度ものと人知れず苦心罷在候。政党の状況者政友会者絶対に隠忍し人心の忌厭を回復して捲土重来せんとする有様を講じ同志会者全党結束して減税を迫りて党勢を拡張せんとする有様にて後藤男も昨今の処少々沈鬱の状態に御座候。何れ今少し時日を経候は、更に言上の事実も相生し可申候得共不取敢右様のみ。取束奉得御意度如此御座候。恐々頓首

六月廿日

茂丸

寺内総督閣下侍史

追々兼て出願仕候小生釜山地面御下付の義昨今頻り吊狼の群に圍繞せられ困倒の半に御座候間重々奉恐入候得共御序に兎玉伯にても御内諭被為下可相成早く御下付の義御詮議被為下候様御一聲奉懇願候。恐々頓首

〔封筒〕 表、朝鮮京城、伯爵寺内正毅殿閣下侍曹、書留、配達証明。

裏、嚴緘、東京築地三丁目、杉山茂丸、六月二十日、スタン  
ブ「3・6・23」。

〔内封筒〕 表、寺内総督閣下、必親展。裏、東京市京橋区築地三丁目  
十五番地、台華社、杉山茂丸。

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

(5) 大正3年8月1日

謹啓 近年稀なる酷暑之候に候処益御清栄被為涉大慶至極に奉存候。陳者先般山県公を小田原に伺候し終日閣下の御噂共致申候が其節予而御聴に達し置候台湾の件御相談致し小生が多年交誼の關係上佐久間総督が御老体の上殊に不測の御負傷迄被成候砌、生蕃の方は有名なるタルコ蕃の掃蕩も相終へ候を機とし此老大将の大功に瑕瑾を生ぜざる間を好機として速に御勇退被遊候を希望致す云々の御話も致候処、元帥に於ても衷心よりの御同感に見受けられ小生より其事情丈は岡陸相に御話し致し置くべき様の儀に御座候得共、小生未だ不幸にして岡陸相に辱知の榮を得ず候趣を以て御断申上候処、然らば明石參謀本部次長を経て事情丈陸相へ申伝へ置くべく尚ほ元帥よりは別に陸相に御話あるべき趣に御座候。然して、後任其他台湾將來の儀に就候而者時機を見て小生一寸渡鮮し、親しく閣下の御意見も承り参るべきを可とすとの御内諭も有之候得共、元來此儀に就而者閣下御滞京中事情も申上尽くし種々御訓諭も辱ふし居候而已ならず、帝国大官の進退に付余り小生等が立ち入りたる挙動に相流れ候ては国家の爲めに恐懼に堪へざる次第にも有之旁々躊躇罷在候処に御座候。其より帰京、久々振にて明石次長にも拝謁し山県元帥と拝話の真相漏れなく縷陳仕候処、今朝に至り明石次長の御返事を承り得る事と相成申候。次長の御話には小生具申を漏れなく陸相に御物語有之候処、丁度陸相も最も御同感にて是が処置上に付而者頻りに御考慮中に有之候由にて、早速參謀総長と御相談可相成との趣に御座候。然して、後任者之儀に付陸相の御話も有之候由なるが明石次長は先輩の進退に関する事故余り多くの御談話はこれなかりし由に御座候。陸相の御話にては第一

中村閣下、第二上原閣下等の御話も有之候由。次には明石次長のお話として梅澤閣下等の御話も談話に上り候趣に御座候。是等に就ては小生が次長より特に承り候丈閣下に書面を以て申上置くべく云々の事共申残し、明石次長と御別れ申候次第に御座候。

右御承知之上御差支無之候限り明石次長若くは陸相の方へ窃かに御指揮被下度奉願上候。

次に、更に御耳に入れ置き度きは巴爾幹の形勢にて、今や奥国の塞国に對する措置は万已むを得ず殆んど譲歩の余地なき有様にて塞国の抗議も全く他に術策なき立場に有之、必竟露国の後援を担保として茲に至りたる儀は争ふべからざる儀と存申候。然して露帝が先年独逸の抗議に依て殆んど雪ぐべからざる恥辱を被りたるも世界の知る所にして、露帝が隠忍七ヶ年半に至れり云々の詔勅も亦已むを得ざる儀と存申候。故に、相當の処置は露国として為すべきものと看做さざるを得ざる次第に御座候。

一方、独逸は歐洲列強の間に介在して其位地の優越を完からしめんには、奥帝室の衰運に乗じ之を聯邦の一つに加へんとするは殆んど公然の秘密にして、外交上顯著なる事実と看做すを得べき儀に御座候。故に、此目的の爲めには英國を外交界より駆逐し以て此希望を達するの外手段なき立場に立至り居候間、一方あらゆる手段を尽くし仏国の歎心を得て露國を牽制し、一方英國の抗議を抑へんと腐心罷在る次第に御座候。然して、英國は堅く仏國と結ぶのみならず一方独逸が歎を米國に通じて印度以西の海上航海権の自由を得、米國は是が報酬として印度以東即ち太平洋の航海々上の自由を独逸に承認せしめんとするの秘計は、既に或程度迄進捗罷在候事を英國が知諒するの今日故極力國勢を尽して独逸が巴爾幹事

件に干渉するだけの程度は英國も亦独逸に向つて軍事外交の手段を相試むべきならんと想像仕候。今二、三報を得ざれば露國の活動、独逸の決心等を事實的に論ずるを得ざる儀とは存申候得共、兎も角小生等が待ちに待ちたる巴爾幹の変乱は今日を以て最上熱の時機と存申候。故に日本帝國は支那の問題に對し根本的の解決に着手すべき最長時機と存申候間、窃かに大藏当局に面晤し財政上の調査及意見等も承り申候が、同省の如きは全く小生等の意見に相反し口に軍事を云為するも精神的に之を無視し口に外交を論ずるも殆んど考慮の資にも供し居らず。之を要言すれば歐洲の変乱は東洋の泰平を意味するものにて此間日本は出来得るだけ消極の手段を以て財政上の整理を為し置くの好時期なりと云ふに過ぎざる意思は明瞭に觀察致され申候。是に於て小生は直に海軍大臣に面晤し、多年帝國が憂患の基礎とする日露の再戦は問題必ず支那國の事に関係する事は殆んど議論の余地なき儀に御座候間、此際日本が何等かの案を具して支那問題を解決する上に於て公々然と世界の列強に通告し高圧的に東洋に於ける帝國安全の基礎を保障し得るだけの行為を支那に向つて実現せざるべからざる所以を陳述仕候処、海相に於ては既に同感の考を持ち居られ種々意見も承り候が、要するに、海相は帝國今日の立場として政府の交渉、議会の向背等に關係なく陸海軍共一致協同、相當の処置をするは当然の事にして是に伴ふ海陸の軍備は是亦政府の交渉、議会の向背等に顧慮なく、適當の時機議會に要求するを当然御職務と心得居る云々の議論も有之候間、小生は加藤外相の意思が外交上の実行に大分距離ある様觀察罷在候間、是亦國家的の見地より切に外相に迫論致度考等も披露致候処、海相に於ては、それは加藤外相も支那問題に就ては現今相當

の考を抱持し居ると確信し居る故、暫らく迫論は見合せられ度尚ほ具体的に自分より外相と折衝を試み、其上にては参謀本部等へも窃かに意見を打合せべく云々の話も有之候間、今朝明石次長へは右之語丈は無漏申通置申候。是に對し閣下に於かせられても固より相当御考慮も可有之儀とは奉存候得共、何等か御意見の次第も候は、直接明石次長へ御指図奉願上候。

小生よりは唯事実を無漏具申致し置くべき段を明石次長と約束致置申候。尚ほ、本件に對しては来五日午前八時大隈首相にも面晤の約束仕候間、其前に於て一度小田原に参り山県元帥の御意見をも承りたる上にて首相と面会致度きものと相考居申候。兎も角今日の儘にては陸海軍共現代の思想及觀念に於て殆んど寒心に堪へざる事共続々承り、一般人心の上にも容易ならざる危険の憂慮相絶へず、殊に現今我國の立場として日露、日独、日米の關係も支那に對する利害より遂に帝國安危の大事件を惹起すべきは殆んど明かなる事實に御座候間、何等かの措置を執らざる時は軍事外交上の衝突より現出する損害は殆んど幾億の国帑を抛つとも相償ひ難き大損害と存せられ候間、漸次如上道行の議論と相成申候次第に御座候。右様包まず言上仕置申候。小生今朝来下痢症に罹り平臥仕候得共、事至急を要する儀に御座候間、小生の機密秘書清水少佐をして窃かに代筆、事情具陳仕候次第に御座候。恐惶頓首

大正三年八月一日夜

杉山茂丸（花押） 拜答

伯爵寺内総督閣下

本書捧呈せんとする処に御芳書拝受。御懇情重々不堪感謝奉存候。頓首

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

〔封筒〕 なし。

〔6〕 大正（3）年10月13日

肅啓

乍恐斯る哀れなる亡霊の祭典を致度候間何でも一、二字御揮毫御下付被成下度候。但し、御揮毫の外何も御下賜に及不申候。

右御願迄。恐々頓首

十月十三日

茂丸

寺内閣下侍曹

〔封筒〕 表、朝鮮京城、伯爵寺内正毅殿、親展。裏、封、東京市京橋

区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一一

〇一番、一一〇二番。スタンプ「3・10・16」。

〔別紙〕（大正）（3）年（ ）月（ ）日付宛先不明末永茂世書翰

我同郷の畏友贈四位亡森信度君は勤王の志士なりけり。多年王事に忠を尽し給ひしに一時藩論転覆し、佐幕党の忌嫌する処となり司書外有志禁錮せられ給ひぬ。此時既に最期の近づきたるを悟り、寸余の蠟石に般若心経を刻し、是を辞世の絶刀と思はれけむ。監視者の眼を忍び手簡を認め己に印材を求め呉よと窃に囁かれしより、されは直に求め得て獄中人しれず送り参らせし事ありき。夫より五十日を出すして藩命下りて屠腹し給ひぬ。于茲大正三年は恰も五十年に当れるにより、令孫政太郎主

茂丸再行

御追祭執行なりし事をき、更に当昔をおもひ廻し候ま。再拜

般若心経の語をおもひ出て

今はとて石にきさみし波羅密多は

はらをはふりし記念とそなる

末永茂世七十八叟

江湖諸賢微意御洞察の上御寄送の榮を賜はり度伏て奉懇願候 敬具

(紀念帖の紙中寸法、長さ一尺二寸五分、横六寸五分)

大正三年 月 日

福岡県筑紫郡住吉町大字春吉六軒家(森安平出生の旧宅)

孫森政太郎(印)

〔印刷物〕

贈従四位森安平信度

森安平名は信度字道揆別に春溪又た静長堂主人(山静如太古日長似少年より出)と号す幼名は平太郎と云ふ筑前国那珂郡春吉村字六軒屋(今の筑紫郡住吉町大字春吉)に生る父は福岡藩士森安平信処本居宣長の高足青柳柳園先生の門人にして皇典の学に通せり)の長子なり性深沈直毅寡言大度にして文武の道に達し父母に仕へて至孝朋友の交誼に厚く長鎗の達人にして又安部流の剣道を能くす且つ抜刀の技に妙を得たり書は東江源麟の書風を学ひ楷隸に長す性最も篆刻の術に妙を得たり傍ら画を嗜み花鳥山水を画く同藩の土加藤司書、平野次郎、月形洗蔵、萬代十兵衛、衣非茂記、建部武彦、鷹取養巴、斎藤五六郎、其他志士と多年尊王攘夷の説を唱へ大に国家に尽す処ありしも藩論一変して俗論党勢力を得為に禁獄せられ遂に同志七人に死を賜ひ自尽を命せらる慶応元年十月廿六日榊木屋正香寺に於て剖腹す時に年三十八薬院庄安養院に葬る明治三十五年十一月八日特旨を以て従四位を贈らる

追伸 大正三年十月は五十年に相当するを以て当時志士の遺墨を蒐集展覽に供し且つ紀念帖(詩歌書画)を製し以て其靈魂を慰めんと欲す幸に

此の印材三石蠟石慶応元年七月九日入牢中無聊を慰めんが為知人末永茂一郎氏(当時隣家にて今の茂世翁)に依頼し夜中内秘に自宅長屋まで取り寄せ炎暑の苦を忘れ番人昼夜十一人交代にて詰切り嚴禁中日々我身を清浄にして謹慎を守り端座一字一刀満腔の熱血を濺ぎ精神を込めて般若心経全文を彫刻し我同志士の安全を祈り一は我死の近きに迫れるを予期し此世の片身として彫刻せし最後の刀刻は実に此一石にあり。其他遺刻印材百數十箇あり。

附言 女傑野村望東尼慶応元年の冬姫島流寓中我熱血を濺ぎ般若心経四卷を血書し岡部其他の同志へ同島より片身として送りし事あり実に奇遇の因縁と云ふべし

(7) 大正(3)年11月1日

謹啓 晴曇無常風氣氛天事恰も人事の如く鬱陶敷事共に御座候。扱、昨電玉はり候一件尊命御尤至極一言余地なき御適命に御座候処元来八代者加藤外相の命により努力致居候事故如此問題に対しては理不理の議論は無之と存候。

元来現内閣昨今的情況は大隈伯老耄と称し尾崎<sup>ヲノ</sup>文相と共に牆外に排斥し加藤<sup>カトウ</sup>総理、陸相、海相、蔵相の四人内閣にて重要な事さへ加藤男の許

可を得されば大隈伯にさへ明言する能はざる有様にて陸相尤も加藤男の後任を得られたりと他の八代、若槻の二氏等者之を羨む有様に御座候。是に於てか陸相の加藤男に籠蓋せられたり云々などの風説出現する事に御座候。

一方、新聞屋等者表面加藤男、裏面三菱系の作略によりて益々接近の有様に付之者為邦家勇々敷不良の事と存候間、只今程新聞の有力者に対し政党の弊以上の結託を破壊すべく小生共者説得仕居申候。由来豊川等りて軍機の機関となる事皆悪を為さざるを主義として国政の実力者□「派という文字のさんずいをしてへんにした誤字。把力」握し得べしと云ふにある事と進言し居る事承はり及申候。此者御参考迄申上置候。台湾総督一事も敢て確定と申にも有之間敷候得共右様の根本に付心配仕候次第に御座候。山公も昨日あたりは陸相に対し余程御憤怒の有様に被見受け申候。岡を呼付嚴談はすると被仰候故に此際閣下よりも出来させらるゝ丈けの御手段者被遊被下度と存し捧電仕候次第に御座候。小生者今明日中八代に向ひ一試火者薦め可申と相考居申候。

十一月一日朝

寺内総督閣下侍史

〔封筒〕表、寺内総督閣下、必親展。裏、東京築地三の十五、台華社、

杉山其日庵主人、電話京橋一一〇一番、一一〇二番、杉山其

日庵主人（封緘紙）

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

其日庵拜

（8）（大正）（3）年11月25日

謹啓 加藤、八代の横暴と陸相の無骨とにて殆んど小生の刀折箭尽き候間、万策尽きて昨夜より新聞攻撃を開始致し候が孤軍の奮闘如何相成哉。御笑覽被下度候。

十一月廿五日夜

其日庵拜

寺内伯閣下侍曹

〔封筒〕表、朝鮮京城官舎、伯爵寺内正毅殿閣下、親展。裏、東京築地三の十五、スタンプ「3・11・28」。

（9）（大正）（4）年2月3日

春來無申訳御無沙汰に相過申候処閣下愈御清安被為涉御座恐賀至極に奉存上候。

扱て、昨冬來小生積年の軍国主義の發展を見る者此欧州騒乱の時期に於て尤も旺盛なるべきを相信じ原敬氏等も数次閑晤し多年の拗執を捨て、一に帝国の基礎を堅実ならしむる好適時たるを相談致し案外にも相方の咄面白く相成、陸海軍人等へも切に警告致居候折柄、大隈首相の解散挑発と陸海軍人の無能と者相待つて一種の禍機を醸造し此間一種の危謀家と野心家は相共に投乗して例の政権争奪心を起し一転救ふ可からざる險悪の現勢を現出し終に解散の不幸を見るに至り申候。爾後政界の有様者小生の眼にて者総て混沌と申上候方適當と存申候。大隈伯者只た政友会を□「欧の文字にてへんを付した誤字。毆力」打する事のみ狂亂し、同志会者政友会以上の小針毒爪を弄し中立翔麟の旗者野心家垂涎の招牌

にして所謂大隈後援会なるもの者実に伯の雑駁心に乘じて利便を射らんとする者の乗合と見て差支無之只真に誠実なる者政友会が困窮の極に陥り居るが誠実なりと評するを適當と存申候。今度こそ者政友会も誠実に困憊を極め居申候。併し、是者因果応報にて今度者困るが当然にして此が政友会の真に成仏の好機と存申候。乍去相共に悟らざる事者昔日に幾倍と存申候。今の形勢にては彼の世評の、

政友 百四十

同志 百二十

中立 八十

などの予評は適評かと存申候。乍去根本に於て国家を立起したる政論に御座候間、其数者国家の根本に於て何等の交渉なき悪党計りと存申候。

先般来より山県元帥、大隈首相にも数次拝顔致候も、大隈伯へ者総撰挙の御多忙者深く御同情に耐へざるも政府全員国務を荒廢しての御運動者実に国家の大損にして外交、経済、軍事に対して返す可からざるの損害にして彼議員多数の取得者以て国損を償ふに足らざるべしと申置候。

山県元帥に者、当局を助けるも宜敷又詰奏するも宜敷かるべく候も、就かず離れずにて今日の元老の体度者甚不鮮明にして具眼の士者之を見て元老は当今の難事たる解散と政友会打破と二個師団丈け者現内閣を先導して遣らせ其上にてポツ、小言を初めんとするの体度なりと認識可致候。夫は已に元老に誠意なし、何を以て人を責めんや。誠意あらばなぜ自から責め、自から解散し、自から国家の生命たる軍事を画せざる。人に難きを嫁して自から其安きを取らんとする者憂国の士の為さざる處、今日者ケ様に甘い事者可無之候。故伊藤、桂両公の時代に一兩度ケ様の

事成功したり。則ち自分に困る事を人の政府に遣らせ其後にて自分に取る事者其時は可なるが如くにして、其後の成績皆悪く幾年の後迄世人に怨恨を遺し申候。此等者元老の四辺に居る策士連の唱道し居る処に御座候間、此点丈けに者殊に御注意を願ひ奉り置たし云々と申上置候。後藤男も昨今者大分落付、昨日も来訪、又々一兩日中より熱海別墅に閑居の事に相成申候。

二に、小生者大繁昌の優勢にて本年者浪人万能の当り年かと主人大悦喜の体に御座候。解散後者フロックコートを着たる乞食門前に満充し一月より一回も番丁自宅へ帰臥不相叶築地に詰切りの有様にて札止め大入の賑ひに御座候。

中に彼の臼井哲夫氏、未だ氣力才幹とも旺盛に致居、中立操縦の手腕等は他に比敵する者なしと存候が、昨年の失敗にて強度身に恥ぢ居候も多くの閣下の尊崇党にて不憫と存し日頃頭幽とも世話致居候が、昨日来も参り旧撰挙区より責め上られ今度者政友会と妥協して全然当撰の見込相立居候由申立、素より閣下へ者再び申出る面目も無之、小生より極々間接に御考伺上試呉候様申悲嘆罷在候。此点者小生も同様何等申上る詞もなしと者相答置候も如何にも不憫に御座候間、御一考丈は相願置申候。何分御垂示を辱ふし候は、大慶に奉存候。事素より私事に無之国事は御座候も、何分多数の事にて裸体老人を氣取なから寒天に嘯ひて日々吐豪相暮居申候。

他事言上不諱候も次便可奉得御意候。恐々頓首

二月三日

茂丸再行

寺内伯閣下侍曹

例の大乱筆御推恕奉願候。昨日安川敬一郎老一句を示す。

比々が原 蛙 飛込む ドフの中

此者始めて議員になりて議場で惘れ返りて此は大変、此で国政者溜らぬと思ふて読んだと云ふ。

小生曰く、

ドフが原 蛙は 器量を上げにけり

呵々。

〔封筒〕 表、朝鮮京城総督官邸、伯爵寺内総督閣下、親展、書留、配達証明。裏、東京市京橋区築地三丁目十五番地、台華社、杉

山茂丸、スタンプ「4・2・3」。

(10) 大正(4)年3月3日

謹啓 国務全廃官吏全部撰擧醜業に取掛り、実に言絶、見る忍びず。昨日興津に参り、今日当地に参り申候。爺さん達死んだら仕方なきも、生きて居る以上者相当の物も云はねばならぬと存じ、猛火の如き事実論を致置申候。興候者今明日者東京より人を呼び、隈伯に談判を開き申候。従之山公へ拜謁の積りに御座候。顛末者又々東京より可申上候。小生者其上にて隈伯に参向の手筈に御座候。最早御国の存在は薄ボンヤリと相成、心細き限に御座候。恐々不一

三月三日

寺内伯閣下侍曹

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

〔封筒〕 表、朝鮮京城官舎、伯爵寺内正毅殿閣下、親展。裏、封、

相州小田原山縣邸、杉山茂丸、スタンプ「4・3・5」。

(11) 大正(4)年3月16日

寺内総督宛 暗号電報 杉山 三月十六日午後七時受 (左藤)

支那方面の確かなる筋より左のこと報じ来た。

支那は十三日を以て日置公使に左のことを確答せり。曰く、膠州湾及び之に附帯の鉱山、鉄道は、断然日本の要求に応じ難し。而して独逸は親善国なれば二重契約は為し難し。次に其外の鉱山、鉄道及び租借地に關する新要求は断然拒絶す。其理由は支那は借款等の必要に迫らるれば、敢て或は是等の權利を他国に提供することあるも今日日本に対して何等要求のことなし。若し其れ等の時期に到達せば、或は提供することあるやも知れざるも、今日に於て突然是等の新要求あるは支那の国家としては外交上の圧迫的掠奪と見るの外なし。支那国は掠奪的要求は国力を挙げて拒絶するの責任と覚悟を有す。満州、蒙古に於ける鉄道其他附帯せる要求は、従來の行き掛りもあること故、熟考の上交渉を續くへし。其他の要求は両国の關係上必要を認めざるに就き交渉の限りに非す云々と突き放したる由。

昨日政友会の最高幹部の一人に面会したるに、之れ等のことは一切知らざるも、連りに政府の失敗を衷心より悦び居れり。曰く、日本の主権者も最早や政治だけは国民に一任せられてもよいじやないか、此上政權の独専を續行せんとすれば、丸ノ内に爆弾が飛ぶ頃にじきになるよ杯と平氣にて物語り、丸で謀叛者の態度なり。

茂丸

右御参考迄に申し上げ置く。

〔封筒〕 なし。

〔註記〕 欄外書き込み「三月十四日□□接、正毅」。

(12) 大正4年3月19日

今回満州より帰来致候満州日々新聞社長守谷善兵衛氏の話に拠れば、同社が支那各地方を偵察したる民情を綜合するに、割合に統一的人氣にして其要は「日本が無理な事言ふても駄目だ。刀を抜くならお抜きなさい。斬るならお斬りなさい。手向ひは致しませぬ、無理な事を承諾する事は出来ませぬ」と云ふ風の人氣にして、今回の日支交渉は在留日本人及支那民情共、日本の為めに概して悲觀するの形勢なり。要するに日本は軍事的準備行為に多大の欠如たるものありしが為め、出兵も何も無意味に終らんとするの形勢なり。○次に日本公使館の御用を勤むる北京駐在の有力なる新聞記者杯の報知に拠るも概して悉く日本のため悲觀的と見て可なるべく云々と承り申候。

右御参考迄御報申上候。敬具

大正四年三月十九日

杉山茂丸(印)

寺内伯爵閣下

〔封筒〕 表、朝鮮京城總督官邸、伯爵寺内總督閣下、親展、書留。裏、東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電  
話京橋一一〇一番、一一〇二番、スタンプ「4・3・22」。

〔註記〕 書翰用紙は十二行罫紙、「東京市京橋区築地三丁目十五番地、

台華社、同電話京橋一一〇一番、一一〇二番」と印刷あり。

(13) 大正(4)年4月13日

謹啓 昨日者又々御妨仕候。久々振に存分所思言上仕、心中爽然仕候。本日後藤男と閑話。岡田治衛武氏咄致候。最近、治衛武氏を後藤男と会合致させ候様咄合申候。其為め明朝岡田氏を小生宅へ相招置申候。能々申含め、後藤男の方へ差向け候心組に御座候。

二に、台湾總督の件に付、後藤男も同様痛心罷在候間、昨日御咄申候事共拜語候処、甚安堵の模様御座候。台政の革正を計に者、總督就任の条件として民政長官を自撰するの一事の外無之事勿論に御座候得は、扱民政長官としての候補兩人にて、種々物色仕候も男の意見にて者、中村是公氏以上の候補者無之、次は矢張木内氏と申候。併し中村氏者寺内氏と自分にて余程説得せざれば承諾致間敷と申候。御含被下度候。

又二に、其節嘆願仕候多賀丸一件者、便利の為め、友人山科奏任との希望書提出為致申候間、乍恐小生経世上の為め御垂仁被成下度奉願上候。恐々頓首

四月十三日

茂丸

寺内將軍閣下侍曹

〔封筒〕 表、麻布区高木町、伯爵寺内正毅殿閣下、親展、書留、速達、番号票京橋築地式五五。裏、東京市京橋区築地三丁目十五番地、台華社、杉山其日庵主人、電話京橋一一〇一番、一一〇

二番。スタンプ「4・4・13」。

(14) 大正(4)年4月21日

謹啓 春暖之候益御清勝奉大賀候。陳は春光駘蕩之折柄、一日の御清話  
拜聴仕度希望に有之候。若御閑暇に被為在候は、来五月十日(月曜日)  
午前正十一時より向島香浮園へ御枉駕之栄を得度、此段御案内申上試候。  
恐惶頓首

四月廿一日

杉山茂丸

伯爵寺内正毅殿閣下侍曹

追而御手数恐入候得共、御貴臨之有無御一報奉煩候。

〔封筒〕表、麻布区筭町、伯爵寺内正毅殿閣下侍曹。裏、四月廿一日、

杉山茂丸、スタンプ「4・4・21」。

〔同封はがき〕表、京橋区築地三丁目、杉山茂丸。

(15) 大正(4)年5月2日

四、五日英容に接せず、三秋の思仕候。昨今晴曇無常の天候御左右如何  
哉と御案申上候。小生も常磐やの翌晩より時疫にて痛く健康を失し、未  
だ下熱不致呻吟罷在候。素より格別も無之と存候間、御案心奉願候。

扱て、台湾総督の御親任も相了候由。為邦家真に御同慶に不耐奉存上候。

就て者小生等庶下の者共、別に安藤閣下へ拜謁の時機も無之、一同渴  
苦の思致居申候間、若万一明後四日の御晚餐に安藤閣下も御招徠被為  
遊候様の事共相叶候は、小生等一同実に分外の大幸と奉存候。右等者  
礼に忝れざる鄙人の可申条には候得共、心付候ま、無覆祇申上試置申候。

何れ明後日迄は小恙全快、必ず下風に趨き可仕候得者、右迄奉得御意度

如此御座候。恐々頓首

五月二日

茂丸

寺内総督閣下

〔封筒〕表、伯爵寺内正毅殿閣下、差置。裏、封、東京市京橋区築地  
三丁目十五番地、台華社、杉山其日庵主人、電話京橋一一〇

一番、一一〇二番。

(16) 大正(4)年5月8日

謹啓 大分暖気に相成候処、愈御静安被為涉奉恐賀候。先夜は御寵招を  
辱ふし、荷恩立去難致殊に一同の者共、満喜横溢の有様にて感謝御禮等  
仕居申候。

扱、先日も一寸申上置候通り、岡田治衛武件困迫の訴願実に同情に不耐、  
成否素より不定に者御座候得共、人生悲惨の末期と存候間誠に恐入候得  
共、後藤男へ被仰聞金子直吉一度御召寄の上御依属御試被為下候は、  
成否に不拘岡田氏者成仏可仕候。斯る末期の世話者小生病氣とも相信申  
候間、或程度の慰藉者致居申候次第御憫笑被下度候。

二に台湾民政長官の件、今や御尽力によりて大体に於て大安堵者仕候も、  
佐久間総督御解任後、頓に穩々の事件出来、内田氏にて者、兎ても新  
総督閣下の御補佐無覚束と乍婆心憂慮罷在候。素より斯る件に余り立入  
るは第三者として深く謹戒可仕事に者候得共、台政に付ては小生多年の  
経験上必ず噬臍の悔を生ずる事と明知罷在候。万一具体的の事共発露致  
候様の事有之候てはと竊かに心痛罷在候。御参考迄御耳丈けは奉入置候。

勿論候補者等の事者、今日となりては毫も言上の余地も無之候事と奉存候。

一寸参上と存候も、拜別後まだ健康不勝の点有之候<sup>〔マユ〕</sup>赴<sup>〔マユ〕</sup>医師の申出により寸度御無沙汰御託旁御礼を相兼秘心言上迄如此に御座候。恐々頓首

五月八日

茂丸拜行

寺内総督閣下侍史

〔封筒〕 表、麻布区筭町、伯爵寺内正毅殿閣下、親展。裏、封、杉山茂丸、東京築地三ノ十五、台華社、杉山其日庵主人、電話京橋一〇一番、一一〇二番。スタンプ「4・5・9」。

(17) 大正(4)年7月4日

謹啓 炎暑の砌、御帰任以後嘸々御多繁の御事と拝察仕候。

陳は政海の低気圧も荏苒不相去、日々鬱陶敷相暮申候。新聞紙政客間も紛説区々にして、一も真相分明不致、徒らに内閣の倒潰を期待するの悪<sup>〔マユ〕</sup>慥<sup>〔マユ〕</sup>を相生し、人心の衰弱実<sup>〔マユ〕</sup>に苦々敷事共に御座候。

元老連も今度者中々態度慎重、容易に訪客等にも真相不相明、為めに却て推想憶説<sup>〔マユ〕</sup>を逞ふする有様にて全体の人心に於て誠心真<sup>〔マユ〕</sup>地<sup>〔マユ〕</sup>目を欠く事夥敷、国家の前途は申に不及、現況に於て既に痛心に不耐次第に御座候。

前電申上候後、小生自信を以て確実と信申候事共御参考迄左に言上仕候。

(1) 元老提議要点者、主に加藤外相の態度、各元老が数度の質問と忠告は当春以来無間断注意したるを全然無視し、井上<sup>〔マユ〕</sup>候<sup>〔マユ〕</sup>など者余を魯探<sup>〔マユ〕</sup>同様の対遇<sup>〔マユ〕</sup>を以て疎外したる云々と迄申出られたる位にて、各元老も

同様の激感に消日し来りたる結果、其外交の結末は悉く注意の経路を追ふて予言通りの不結果を来したるより、既往を咎めざるも、将来者痛心に不耐思ふに付、此際加藤外相を交送し善後の策を講せよと大隈首相に提議したるを主眼とするものに御座候。

- (2) 此に付随しては、日置公使の交送。
  - (3) 对支特派大使の事。
  - (4) 日魯同盟の事。
  - (5) ボイコットの事。
  - (6) 減債基金の事。
- 等にして御羅列する事を大別すれば、

(1) 山縣公は日魯同盟の事と特派大使の事と加藤外相交送の事。  
 (2) 松方<sup>〔マユ〕</sup>候<sup>〔マユ〕</sup>は其意全内閣の交送にある事(是は山本伯、牧野子、床次、安楽其他薩派付隨の紳商等の慫慂に出る事)。

(3) 井上<sup>〔マユ〕</sup>候<sup>〔マユ〕</sup>は单刀直入、主に加藤外相を交送せしむる論者にして、其為めに禍害の拡大するは覚悟の前との事。  
 等にて、叫ぶ声は異なるも帰着する所は一致致居申候。

之に對し大隈首相は閣員協議の末、単独の転動を開始したり。先井上<sup>〔マユ〕</sup>候<sup>〔マユ〕</sup>に會し、次に山縣公に會し、次に大山、松方<sup>〔マユ〕</sup>の兩候<sup>〔マユ〕</sup>に會したり。其旨趣を摘めば、

(1) 加藤の不埒も自ら認め居れり。然れ共之を責むるの程度者元老と異なる。如何となれば、感情を主とせさればなり。  
 (2) 外相とも計りたるに辞表は提出するを拒まずと雖も、彼一人交送せ者、其響動決して一人にて済まず。左すれ者全内閣の破壊は免れ難し。

然るに自らは非才微力を以て今日迄遣つたるに付ては、種々の予期したる關係事業を把握し居れり。現今の難局、之を一時に放抛する者忍びざる所、又此俟ならば、今少しは遣れる余力を有し居れり。故に腹も立ぶが今少し我慢をして遣らせて貰ひたし云々。詰まり現状維持論を右の主意にて尤も甘く不得要領に、或は三時間、四時間と喋々せられたる訳と存候。

此故に元老若し強て今一層激烈に圧迫すれば、

夫なら誰か引受くるかと首相に突き込まれ、破壊の責任を元老に帰し、直に又与党と共に元老攻撃に転戦するの擬勢見ゆる故、昨日より元老は一寸休戦の処に御座候。

此体を見るより大隈首相は敏く井上公に突込、此際特派大使を松方、山縣の両元老間に引受けて貰ひたしと申入れたるよし。

小生考へにては、此間は自分で遣り度咄ありし故、邪推か知らされ共、先両元老に試みて受けざる時は自分で遣る手続きに者非さるかも存候間、本日小生は山縣公に謁し、過日大隈伯との談話の要旨を述べ、首相の行為に御賛成なくは、此際断然閣下にて支那行御引受被遊、漫遊旁寺内伯と共に御出掛け被遊候ては如何と御勧め申上置候。公も絶大の御元氣として完爾々々して被居候。成否とも快然に感申候。

次に、大浦内相の一万円及買取事件は内閣側にては、落付払つて居申候が、政友会の方は徹夜にて種々の証拠集輯に従事し、検事に無名の密告をする事に腐心罷在候。

一方、与党の方は、又政友会が天理教会自収賄致たる証拠等を扶発し、終に天理教管長は家宅搜索を受け、大教正松本吉太郎は収監被致申候。

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

実に癩病の膿を押す如く一所を押せば八方より排膿致す有様にて、腐敗の極と相成申候。双方の密告戦何処に帰着するや、帝国前途颯々之至に御座候。連日の疲脳、深更コクリコクリと眠りなからの捧書如此御座候。御推読奉願上候。恐々頓首

七月四日前一時

茂丸再行

寺内將軍閣下侍曹

「封筒」表、朝鮮京城、伯爵寺内正毅殿閣下、親展、書留、配達証明、  
「返事済」と書き込みあり。裏、東京市京橋区築地三丁目拾  
五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一一〇一番、一一〇  
二番、スタンプ「4・7・□」。

(18) 大正(4)年7月9日

謹啓 時下炎暑に相成候処、閣下愈御清安被為奉奉賀上候。

陳は来十六日御優招を蒙り、御懇情難有奉存候。幸ひ他約も無之候間、必ず参上可仕候。

扱て、小生昨今御無沙汰勝に相成候に付、友人明石將軍より種々忠告を蒙り申候処、右は同將軍小生と閣下との心情を理解せざるより起る義と存申候間、左の説明仕置申候。

「小生も国家憂慮病患者、寺内伯も国家憂慮病患者にて、年と位置こそ違へ此点者同病患者に候間、少々の病的作用者ある者と思はれたし。又、仮りに一国の国事が我れ人思ふ様になる者に無之、已に桂公と者十年衝突、不一致にて暮し、今日尚且つ遺憾の恨事不止有様之伊藤公と者、終

に公との永別まで膨れ合に暮したり。現に後藤男と者已に二十年間一度の一致も無之膨合にて暮して居るが、前者の何れもと者、永年の間毎日酒食の間にて談笑して暮し来れり。只寺内伯と者、伯の謹厳と小生が丁度旅行計りにて毎日酒食の会合なき者、前数者と異なれり。況んや公平なる咄が前数者と小生も性格の合不合者、小生が寺内伯を崇敬するが如くならず候間、多年の交誼を辱ふしたる寺内伯との関係上、決して外間より心理を遊はるゝ程の浅薄に無之候間、絶対安心せられよ。小生者日夜の心を繼いで、伯の身边に心を彷徨せしめ居る者殆んど小生の右に出する者ある可からざるを自信罷在候一云々と申置候間、御笑合被下度候。何れ不日拝黨御笑話可仕候。

別紙者依例相認申候発作的義論、御閑話の節御一読被為下候は、大慶至極に奉存上候。恐々頓首

七月九日

茂丸再行

魯庵伯閣下侍曹

〔封筒〕なし。

(19) (大正) (4) 年7月23日

謹啓 蒸熱日に益々酷敷相成候処閣下愈御広疋被為奉奉恐賀候。

陳は今回不凶事より唐突御迷惑願出御懇慈に預り、退て慚愧骨に徹し申候。従来種々御ねだり申上候事者悉く不定の計画の爲めに嘆願仕候次第ながら、今回に限りては殆んど他人に談話も不出来有様にて、数十年来桂公、後藤男等へも危く此種の御迷惑相掛け候事を免れ来たるに、終に

閣下に内訴の止むを得ざるに至る残念無此上心中御笑察被成下度候。元來、故後藤伯者小生が老伯に対する旧誼より引取世話致候て終に襲爵相統致候が、其旧債は悉く小生引受にて一時の名聲を回復致候。永年にて漸次整理致来候三十六万の負債は纔かに七、八万に相成居候折柄、痼疾の心臓病にて死亡致し、三菱は直に遺族を引放し、限定相続とかにて故伯に対する関係者断絶の趣公然天下に表白致候より万止むを得ず、元の小生引受に立戻り多数債権者は恨合、小生を俄然差押へ申候次第。殊に遺憾なりしは兒玉神社の差押にして、小生予め前知致候より昨年来秀雄伯へも名前換の事相せまり候も荏苒今日に至り、小生生存中故兒玉伯を辱めたる事悔ゆるも及ばざる残念に存申候。御蔭にて一時襲来の敵を退散せしめ候者誠に以て御懇情の賜にて重々難有奉存上候。茲に洗手厚く御礼申上候次第に御座候。

一昨日者御懇書をも賜はり再四審誦御盛意感承仕候。

其後電報にて申上候通り、去廿一日山公者午前七時より首相と御会合に相成、九時半過に御帰邸に相成、小生者其前より御待受申居逐一御容子承候処、小生去十七日首相に閑暗、支那特派大使の件に付、懇々御咄致し候。元老の云ふ事を全部塗塞ぎて一日にても政府の持続可出来筈も無之、加藤外相が支那を塗塞きたるより排日排貨の挙あり、米國が日本を塗り塞ぐ故日米の悪感相生し、英國が独逸を塗り塞ぐ故今日の大戦あり。加藤男、又々元老の申条全部を塗り塞ぎて、悄然帝都を去らしめ、ザマを見よの態度は、実に国家の爲め、此内閣の爲め憂慮に不理事共に候云々等申候処、首相も全然御同意にて自分も井上候、山縣公に直接特派大使の事者申出置たる事もある故、早速加藤とも相談し運を付ける事にす

る故、君からも山縣に勧めてくれとの事故、小生山公に拝謁し其顛末逐

一に申上、一度首相と親敷御会晤被遊候事可然と申上候処、則ち廿一日御会合の事に相成候次第、然るに当日迄に大隈伯者加藤外相と懇談ありし処、外相は特派大使の事は同意すべし、併し支那にして今日の挙動ある者正さに帝國を侮辱し居る故結局者支那に、直に排日排貨を取締れ、然らざれば日本より兵を出して取締る、又排貨に対する損害者当然支那政府にて支払へ、との主意の本に特派する事に同意すべしとの意見なりしよしにて、大隈伯者左様に露骨に者云はれざりしも、其趣意にて山縣公に特派大使の咄有之候よしにて山縣公の驚き一方ならず。山公者、歐洲戦乱の終局を告げざる中に早く支那と露西亞とを打堅めて、欧米の旋風期に対する準備を支度せんとして、飽迄袁世凱と懇談協和なさんとする特派大使の御主意の所に外相者今一度支那と戦争をする覚悟なりと見破された山公は色を失はん計りの驚愕にて、僕は決して怒りはせぬ、国家の一大事故君速かに大隈伯にあつて議論の接近を計り、調和して呉れ玉へ、あの通りの議論では何時大事勃発も計られず、僕は一先づ小田原に行き元老連とも今一度往復して見る積り云々と被申候。御氣毒に不耐候間、小生として者、前言したる事全く間違と相成申候間、兎も角一応山縣公御出掛の跡にては相当思考ある所置を致さねば不相成事と相成至極興味ある事に存居申候。実は本日首相へ会合の約束に候も、例の連合軍の包囲を受け外出も不出来明日に延期電話致置候次第、明日者首相へ参り行違ひの顛末も承り何等か要領ある話に致度ものと苦心の最中に御座候。

不取敢御礼を相兼ね大略上申仕度乱筆如此御座候。恐々頓首

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

七月廿三日

寺内総督閣下侍書

茂丸

〔封筒〕表、朝鮮京城、伯爵寺内総督閣下、親展。裏、東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一一〇一番、一一〇二番。

(20) 大正5年1月19日

謹啓 今回者不容易御大役、嚙々御疲れの御事と奉存上候。小生事、御礼筋も有之、他に言上致度事共有之候得共、御多忙中と存し差控へ罷在候間、若し御小閑の折も候は、拝謁致上度此儀予め奉願置候。恐々頓首。

一月十九日

茂丸

寺内伯閣下侍書

〔封筒〕表、麻布区筭町、伯爵寺内正毅殿閣下。裏、封、東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一一〇一番、スタンブ「5・1・19」。

(21) 大正5年5月15日

從博多謹啓仕候。初夏の候愈御清榮被為渉奉恐賀候。  
陳は本月五日東京発、当地に罷越居申候。東京朝野の景勢甚不穩と相成、切角小生政治園を脱し、築港道楽と相成居候処に、現今形姿の支那問題に引懸り候時者、又々十萬円位を費やし一ヶ年半位者足抜き出来

ぬ事に相成候。心ならず、側政治上の悪慣に捲込まれ、大隈伯の助勢掛り杯者実に一朝の大難と存候。心ならずも下県、土木の間を来奔、一日の不平を遣散致し罷在候次第御憫察被為下度候。京地の状況者不幸にして予定通りと相成、爺さん達と若手連の過失の塗り合と相成聞さへ苦々敷事共に御座候。然るに天下一般の景勢者、真に危急存亡と被観、何とか帝国の対世界的方針を相定度、後藤男も近来至極沈静に御座候も、此点丈けに者不一方焦心罷在同憂の余り日夜往復罷在候。小生も種々言上も有之一寸参上とも存候が、参上候とて一片の愚痴に過ぎざる事故と躊躇罷在候。此際、山県公御見舞旁、景勢御一覽の思召を以て一度御上京者如何哉奉存上候。別紙者小生へ後藤男が遣はしたる極秘の書面に有之候。此にて同男の衷心御憐察被為下度候。御一覽の上は御含の上御返送被為下度奉願上候。出発前大隈伯へも面談、色々相咄候も弥無方針と相成、加藤男、武富蔵相は頻りに居据り論を主張し、大隈伯者何だか不透明の事計り言ふ様に相成申候様被感候。御用も候は、当方へ御示被下度御返事当地にて待上候事に心得居申候。右御無沙汰同上旁如此御座候。恐々頓首。

五月十五日

寺内伯閣下侍曹

茂丸

〔封筒〕表、朝鮮京城、伯爵寺内正毅殿閣下、親展、書留、配達証明、スタンブ「5・5・15」。裏、福岡市外箱崎浜、常盤館、杉

山茂丸。

(22) 大正(5)年8月1日  
謹啓 爾後の積熟今更の如く難堪奉存候。

陳は先般多大の御妨致上恐縮仕候。其節大嶋閣下若しくは山県老公御在席にて何事も申上得ざりしか、大隈候辞任の意志ある者慥かにして、其後任者の閣下と加藤子の聯立にある事観破被致申候。此者、閣下の為不容易御事にて、閣下が単独陛下の御任命を蒙られ度く、閣下の御考え加藤氏なり其他に御交渉被遊候者別事に御座候も、条件付にて御入閣被遊候様の事者言語同断にて、国家と共に閣下を失ふ次第にて、又加藤子が閣下の立憲的御議論に承伏の付く人なるや否者全く疑問と奉存候。此辺篤と御熟考置奉切望候。

小生は万無止福岡へ急行の用務相生一寸下県仕候間、此義内密言上仕置申候。右御内展迄。恐々頓首。

八月一日

茂丸

寺内將軍侍曹

箱根にて一詩あり。

曉嵐捲雨圍山閣 層露歷「簾」軒喧子雀

孤栖將軍不出門 閑吟百合花飄塵

其日庵拝稿

辰七月廿八日

〔封筒〕表、寺内將軍閣下、必親展。裏、東京市京橋区築地三丁目拾

五番地、台華社、其日庵主人、長電話京橋一一〇一番。

(23) 大正(5)年10月5日

肅啓 先刻は御妨仕候。其節申上落候が、此者閣下に御薦め申上者難出来事、又行はれ難き事か者存じ不申候も、氣付候もまま御参考迄申上候間、強いて御考慮にも及間敷と存候。

夫は、

「出来得る事なら此際突然として大隈候を枢密院議長に御推撰如何哉と奉存候。左すれば今罪人扱をしたと云ふて居らるゝ事も消滅し、山県公に対する悪感も消へ、閣下の公明も相立、此は加藤子入閣よりも好事と存候。殊に沈思すべきは同志会の輿望勢力は、大隈候を引いたらば何にも無之、其候は今朝迄尚ほ勤王論を唱へ、政党と行動者共にせぬと被申居候位にて、同志会を遣ふも先づ候を釣去るを急務と者不致哉。

先年、伊藤候政友会に捕へられ、山県内閣を重囲の内に取捲いたる時、小生風斗心付、児玉伯に申上、児玉伯同意の上、桂候に御相談の上、遽然として枢密院に伊候を釣り上たため、爾後十年の間、兎や角行途も相聞候事例も有之、今下手にして大隈候を野狼の同志会に追込むは、実に責任ある者の一考を要べき事と存申候。扱て、枢密院へ入院後の面倒者、小生の考へにては仕向方にては伊藤候の半分も手数相掛る間敷と存候。但し、面倒皆無と者参らずと存候も、候自身に捕縄を受ける事に相成者、今日政党に聞せず、勤王でなければ死なれぬと云ふに於て、前知得る事と存候。此者此際山県公と御懇談の上、後日の憂を今日に於て除去するの御一考切望仕候」。

右申上落候為如此御座候。恐々頓首

十月五日

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

寺内將軍閣下侍曹

〔封筒〕表、麻布区筭町、伯爵寺内正毅殿閣下、親展。裏、東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一〇一〇一番、スタンプ「5・10・5」。

(24) 大正(5)年10月13日

尊翰廻送致来謹誦驚倒仕候。小生大満足の御成蹟、不容易御配意不耐深察候。小生在京不宜と存候事共も有之。殊に郷里自不穩の報頻来致し旁山県公に内咄申上帰郷仕候。近日帰京同上犬馬に服可申候。帝国御安危一に今日にある次第故一入の御加餐切望に不耐奉存上候。不取敢拝復迄。恐々頓首。

十月十三日

茂丸

寺内伯閣下侍曹

〔封筒〕表、東京麻布区筭町、伯爵寺内正毅殿閣下、親展。裏、福岡市西門町、小三亭、杉山茂丸。

(25) 大正(5)年10月24日

肅啓 一昨日者言語に尽し難き爽快を覚申候。更に慎で拝謝仕候。扱て、本年中御観望の御予定者真に勇者の態度と安堵仕候が、左の事申上落申候間、御参考迄申上候。

一支那浪人に御着手相成候は、必ず小生へ一応御下問被遊候が宜敷と存

申候。夫者下手に手を付けると食はれ申候。彼等者一度甘遇を得ると、跡が弊痕に御座候。彼等者如何にしても一生涯同問題に活動する者に御座候間限りなく相成申候。

一我国内に安全なる財政方針一定の事。之者閣下に非されば決して不可能に御座候。生囀の財政家にては到底日本の地質を悪くする計りに御座候間、御閑暇の砌、此間の如く小生一人御召し被下度候。

小生者至誠以て閣下御晩年の御成效を飾り度、日夜寤寐の思念を致し度切望罷在候。

右思出候まゝ奉得御意候。頓首

十月廿四日

茂丸

首相閣下侍曹

〔封筒〕表、麻布区筭町、伯爵寺内正毅殿閣下、親展。裏、緘、東京

市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京

橋一〇一〇一番、スタンプ「5・10・24」。

(26) 大正(5)年11月24日

謹啓 昨日者重々難有奉存候。

陳は先般博多にて御聞に達候高杉家の事、老人の心情多察に不耐。殊に暮し方にまで取締とらしまに必要も有之、又整理に付負債たゞしの事も取たゞし、書面に認められ候様申置申候処、別紙書状参候間、御閑暇の節御覧置被下度奉願上候。委細者拝顔の刻可奉申上候。恐々頓首

十一月廿四日

寺内伯爵閣下侍曹

〔封筒〕表、麻布区筭町、伯爵寺内正毅殿閣下。裏、封、東京市京橋

区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一一

〇一番。

〔別紙〕大正5年11月21日付杉山茂丸宛高杉茂子書翰

昨朝者御帰京後の御疲をもちへり見ず御聞くるしき事のみ申上恐入何卒々々あしからす思召ゆるされ度願上候。いつも、御便りさま、仰被下、帰宅後母へも申聞せ、有難かり御礼海山申上候。仰之如く別紙差出し候間御一覽之上御取計願上候。又、東一負債残りの内容も其当時之私の苦心御憫察奉願。つまらぬ義理たてより生し候結果、何卒々々御ゆるし奉願度願上候。寺内伯へは早速御礼状差上置候。何れ其内伺候猶御ねかひ可申上候存居候間、左様思召され度願上候。又掛物其他之修理さぞ、御迷惑さまの御事と御章りに存上恐入居候。何分にもよろしく願上候。まづは用事まで。何れ参上可伺候へとも、御言葉にあまへ郵便にて差出し候。其内折角御自愛專一に祈り居候。此方母よりよろしく御礼申上候。かしこ

十一月廿一日

高杉茂子

杉山茂丸様御前下

記

一金廿壹円

家賃

一金拾五円内外 交際費、春太郎学校用費、日々小遣

一金三十八円 食費、春旅費、賄料

一金三四五拾銭 下女給料

一金拾毫円五拾銭 負債元利償却高

金八拾九円也

負債内訳

一金貳百三十円也 亡東一負債償却総高

一金六拾円也 大正三年二月廿八日、山県公手土産送金并

に生児娘宛金の負債残り高

金貳百九拾円也

別に

一金壹百円也 亡東一諸国在勤中友人負債連帯責任にて督

促せし時親類武藤氏自借借金残り高

計

一金三百九拾円也

右之通りに御座候也。

大正五年十一月廿二日

高杉茂子

杉山様

〔別紙〕 大正（5）年11月22日付杉山茂丸宛高杉茂子書翰

別紙の如く月々経費不足勝ちと相成居候上、本年は東行先生五十年祭相  
当展墓之為帰国いたし候際、寺内伯御許可を得て旅費として金二百円也

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

臨時御支出願上候故、五月〔精〕国神社祭典展覧会出品物修理其他遺族出  
品物、衣類整理などにて当時自然支出多く困難を感じ候得共、右旅費御  
支出願上候故臨時支出も願出す、且壹月の臨時も願出す。九月に至り春  
太郎修学旅行に付、旅費、制服新調、授業料等にて金三拾円御支出願出  
候のみなれば且下の所一ヶ月経費不足と相成居候次第に御座候へは、近々  
歳末にも相成候故心痛罷在候。尤も春太郎授業料一学期体育費共金拾三  
円は其都度支出願居候。御参考之為申上置候。

常々経費には意をつけ居候へとも何分にも前述之次第にて、何事も御推  
察願上候。本家伯父死後之状態を見てつく、人生の果なきを感じ候。

御老少不定之たとへも候へは、万一私事不慮の事あらん時は死後迄恥を  
残さん事の面目なく誠に心かゝりにも候へは、今日迄堪えしのひ居候事  
心を話し顔おしつゝみ申出し候事にも候へは、何卒々々其当時より今日  
迄の私の苦心御推察奉願よろしく御所置願上候。

先生の仰之如く我身一つの苦にはあらざることはよく、存居候へとも  
又あるかなきかの露之身も世にをく間にそ物は悲しくて時には独ねんし  
る中、今更精神修養の足らざるを恥入申候。参上万々御願申上べくの所、  
御仰にあまへ郵書にて差出し候。何れ其内参上。たらざる所は申上へく  
候。

且明年は恰も次男晋二郎七年忌に相当いたし候故、其を機として吉田墓  
地え東一始め亡子らの遺骨合葬いたし度かねての母の希望に御座候へは、  
出来得くんは母事存生中に改葬いたし候は、如何に満足悦ひ候はんと存  
候。これもよき折からに候。

寺内伯へも御相談置願上候。何も々々御繁用中勝手なる事のみ御ねかひ

申上重々恐入候。何卒々々あしからす思召、御ゆるし之程願上候。乱筆御判読願上候。かしこ

大正五年十一月廿二日

高杉茂子

杉山茂丸様御前下

〔封筒〕表、京橋区築地三丁目、杉山茂丸様、御直披。裏、封、大正

五年十一月廿二日、麻布区飯倉町五ノ六〇、高杉茂子、スタ

ンプ「5・11・22」。

(27) 大正(5)年12月31日

謹啓 年迫御多繁の御半恩賜恐悚に耐へず。乍毎事御深情不覚泣涕仕候。妻子相集め、倅小尉に直々授与仕候。眷賜累ねて謹謝可仕候得共、不取敢以書中御礼迄如此御座候。恐々頓首

辰十二月三十一日

茂丸

魯庵伯閣下侍曹

〔同封〕大正5年12月31日寺内正毅宛杉山泰道書翰

虔白 御揮毫の掛物頂戴、感銘に耐へず奉存候。子孫永代相伝可仕候。恐惶再拜。

辰十二月三十一日

陸軍歩兵少尉杉山泰道

寺内元帥閣下侍史

〔封筒〕表、麴町区永田町官舎、伯爵寺内正毅殿閣下。裏、~~〆~~、東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一〇一〇一番。

(28) 大正(6)年1月9日

〔註〕封筒のみ、書翰本文なし。

〔封筒〕表、麴町区永田丁、伯爵寺内正毅殿閣下。裏、東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一〇

一番。スタンプ「6・1・9」。

〔同封〕大正(5)年12月31日付杉山茂丸宛高杉茂子書翰

本年も最早二、三時間にてあたらしき年をむかへ候嬉しさ、実に霰霜にうたれし庭の白きもいろえにきかへりける心地して何とも御礼の申上候言の葉も覚え不申有難かり居候。只今は御玉章有難拝承いたし候。仰に依り仕払目録同封いたし候故、よろしく御取なし願上候。重々の御願なから猶此上ながら経費の増額の儀、何卒々々貴君様自寺内伯へ御願戴き度願上候。何れ来春は伺候万々御礼可申上候。まづは取あへず御返事申上度、何卒々々御けしきうるはしくきはふの春をおむかへ被遊やう祈り居候。此方母よりもよろしく、御礼申出候。めでたくかしこ

大正五年十二月極日夜

高杉茂子

杉山茂丸様座下

記

一金五百円也  
仕払内訳

一金壹百五拾円也  
大正五年十二月十三日杉山氏より請取高

一金壹百五拾円也  
今年十二月十六日諫早氏へ返却高

一金壹百円也  
武藤之分なれば同氏米春北海道根室牧場自

御帰京之上にて返却候約束、夫迄銀行へ保

管いたし置候

一金三拾五円七拾銭  
利子として仕払

右之通りに御座候也。残額仕払内訳は左之通りに

記

記

一金拾八円廿二銭  
出入植木屋其他歳暮として心附親類間歳暮

品菩提寺へ附届等に仕払

一金廿三円廿銭  
大正五年七月より十二月迄千葉医士へ薬価

診察料として仕払

一金廿円〇三十三銭  
春太郎、マント新調、制帽、靴、シャツ、

袴、本具代として仕払

金六拾壹円八拾五銭

残額金二円四拾五銭、此の総額は十二分経費の内へ繰込候也

右之通りに御座候也

大正五年十二月三十一日

高杉茂子 (印)

杉山茂丸様

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

〔封筒〕表、京橋区築地三の一五、台華社、杉山茂丸様、御直披。裏、

封、十二月三十一日夜、麻布区飯倉町五ノ六〇、高杉茂子、

スタンプ「6・1・2」。

(29) 大正(6)年1月30日

謹啓 犬飼、尾崎者古き歴史を有する歴代人を喰ふたる人故、御交渉

真徴の御注意切望仕候。頓首

一月三十日

其日庵再行

寺内閣下

〔封筒〕表、「破損、判読不能」町、伯爵寺内正毅殿閣下。裏、

杉山茂丸、スタンプ「破損、判読不能」・1・28」。

(30) 大正(6)年2月12日

謹啓 地方官会議にて政見御発表、一字一句審誦仕候処、故桂内閣十年

間の作略を断然超越し、世界難局の今日、世界に対し慚色なき御注意、

大安堵仕候。何れ近日帰京委曲可申上候。安川翁懇憑仕置申候。多分承

知可仕と存申候。

右奉得御意度如此御座候。恐々頓首。

二月十二日

茂丸

寺内伯爵閣下侍曹

〔封筒〕表、東京麹町区官舎、伯爵寺内正毅殿閣下、親展。裏、

佐賀県武雄、源泉屋にて、杉山茂丸、スタンプ「6・2・14」。

其日庵再行

魯庵老閣下

(31) 大正(6)年3月7日  
謹誦仕候。村正の由来記、誠に莊厚に拝読せられ候。殊に下名等御記入  
光榮の至りに奉存候。別に可申上儀も氣付不申結構と奉存候。

扱て、此間拜後多少胃腸に苦痛を相感し候処愈々昨日を以て胃潰瘍と診  
断決定致し、今に下血不止とかにて敷医共騒ぎ居り候へ共、もと、頗  
る輕微の症候にて決して生命には別条なしと確信罷り在り候。

今暫時は御邪魔御厄介に相成可申と存候間、御笑<sup>マユ</sup>知置き被下度。何れ  
不遠輕快を得候へ共不取敢以代筆御見舞御礼申上度如斯御座候。早々  
頓首

三月七日

杉山茂丸

伯爵寺内元帥閣下侍曹

〔封筒〕表、麻布区筭町、伯爵寺内元帥閣下侍曹。裏、三月七日、杉  
山茂丸。

(32) 大正(6)年3月23日

謹啓 御見舞奉深謝候。

小生、一昨日自出血とまり申候、御安心被下度候。

撰拳民を鞭つに者百の運動自も一の善政が宜敷、御入閣当初より申上候  
人民に分り安き善政を以て鞭と被遊度。臥中夫のみ煩勞仕候。頓首

三月廿三日

〔封筒〕表、麴、永田、官邸、伯爵寺内正毅殿閣下。裏、<sup>マユ</sup>、臥中よ  
り、杉山茂丸。

(33) 大正(6)年3月30日  
肅誦仕候。

毎度御心に被為懸御下問を蒙り床上坐るに感涙の滂沱たるを不覚候。不  
計二豎に被冒諸方御心配を相掛候も、止血後漸昨日を以て粥七七を被赦  
候間、最早追々宜敷事と存申候。何様絶食の為腰不立眼眩有之候為執筆  
不自在御無礼仕候。

善政云々の義者、昨今殊に憂慮の事多々有之候。病毫の余りの言上に候  
得共、心中寸毫の私心無之、又求めを閣下に要する考も無之候。

只た内閣員等地方に於て頻りに前内閣の攻撃稍常規を逸する噂報道も承  
はり、素より前内閣の不埒不都合者都鄙己に知らざる者も無之、此攻撃  
のみ兀進する時者現内閣が畏み畏み奉る陛下と同一の陛下が前内閣も御  
信任の上御任命被遊候内閣にして、夫を余り攻撃するは左様な内閣御信  
任被遊候御一人に對し奉り如何かと独り汗背罷在候。此も現内閣員の余  
り懇親なるよりの憂慮に御座候。前内閣如何に惡辣なるも、同一陛下の  
内閣なりし以上は、其責任は全部現内閣の陛下に對し奉り負はざる可か  
らざる責任なる以上は、大抵にして切上げるが宜敷と存申候。況んや前  
内閣の惡を唱ふる者、現内閣自身の所為に比較しての事にして、現内閣  
多望好調に者候得共、未だ内地外交共各省の行為発現不致時機に先つて

撰挙場裏の尾籠は顰蹙に不耐奉存候。今や天下前内閣に飽き果て、政党に懲り果てたる今日、現内閣の好調多望に際し居申候間、善政も昔の人に半にして功は之に倍従する好時機と存申候。

素より善政は何事にても宜敷候も、御入閣の前より書面等を以ても申上置候通り、忠臣孝子の善行佳事を賞するも政事的に非ずして用者政事に<sup>有之</sup>。今回の直訴的請願令等も善政の最大と存申候。兎に角現内閣は前内閣等と違ひ、人格の卑ならざる底寺内式の威徳並び行はるゝ実績が分り安き事柄にて、天下に一閃光を放ちさへすれば内閣員等が百の演説よりも数百倍のきゝめが政治に発現する時機と存申候。

小生以下の者共<sup>「マ」</sup>看涙致し書面も来客も厳隔し見聞共に塞き聾と相成候より思ひに思ひ、考へに考へ詰めて心痛無遣方、此間撫辞一書を捧げ候次第。若し御叱りを蒙り候も素より私望なき小生、お為めを存上候微意に御座候間、鼎鑊も辞せざる処、心中御憫笑被下度候。

二に内田等一派支那浪人共は当分其口を箝し置候為め、不得止昨今は撰挙界に騒ぎに参り居申候。之も致方無之、若い者故寐ては居得不申候。小生昨今は寐ながら九州新聞の事に心痛罷在候得共、寐ながら故もどかしく存申候。

臥中大乱筆御笑推奉仰候。頓首恐惶

三月三十日

其日庵再行

魯庵閣下侍史

〔封筒〕表、魯庵閣下侍曹、御袖展。裏、東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一一〇一番。

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

(34) 大正(6)年4月22日

謹啓 今回の総選挙者実に各員閣下の御骨折審察、為邦家感謝に不耐奉存候。幸に大勝利、安堵此事御座候。小生不相変褥中生活、予後甚養生八ヶ釜敷面倒に者豪傑も閉口仕候。一兩日中には医命の通りどこぞへ参ならんと存候。

二に、兼々申上候台湾の事、政況日に否にして安東閣下にも実に御氣の毒に奉存候得共、此儘ては不自然なる嚴政丈にて政治の精神更に無之、正に台湾者碎け可申候。

小生は政治の大機密と存候間、此件者閣下にのみ申上、未だ後藤男へ者一度も不申候。

閣下も御面倒と者奉存候得共、無位無官の小生でさへ無絶問別紙の如き面倒連続仕候。御諒恕奉仰候。小生者最早安東閣下へ申上候勇氣無御座候。

御祝伺を相兼言上迄。恐々万々頓首

四月廿二日褥中

其日庵再行

魯庵伯老閣侍史

〔封筒〕表、麴町区永田町官舎、伯爵寺内正毅殿閣下、御袖展。裏、

東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電

話京橋一一〇一番。

〔別紙〕大正(6)年4月21日付杉山茂丸宛差出人不明書翰

拝啓 段々御快方慶賀之至に奉存候。尚此上とも十二分之御自愛專要に

奉存候。

昨日一寸申上置候台湾土木請負業者捕縛事件は、段々こまつた事と相成候様被感候間、是非首相へ御注進置被下度候。台湾統治上にも多大之影響可有之事件と被存候。別紙御一覽被下度候。内相へは同人より申参居候趣に候。敬具

四月廿一日

(花押)

杉山大兄

〔封筒〕表、市内京橋区築地三丁目、杉山茂丸殿、スタンプ「6・4・21」裏、四月廿一日。

(35) 大正(6)年8月17日

謹啓 酷暑中近来少々御不例の由伝承仕候。事実如何被為涉候哉。御案申上候。小生も来廿四、五日頃迄に帰京の覚悟に御座候。近県旅行にて大嶋名産織入手、一箇入賢覧候。御笑留被下候は、本懐の至に奉存上候。暑中御見舞迄。恐々頓首

八月十七日

茂丸再行

魯庵伯閣下侍史

〔封筒〕表、東京麹町区永田町官舎、伯爵寺内正毅殿閣下。裏、在福

岡、杉山茂丸。

(36) 大正(6)年12月25日

謹啓 沍寒之候御尊邸愈御清安被成御座奉大賀候。陳者土産少々厨下に奉献申候間御序に御披露被成下度奉願上候。恐惶謹言

十二月二十五日

杉山茂丸

寺内伯爵閣下御執事中

〔封筒〕表、東京市麻布区筭町、伯爵寺内正毅殿閣下、御執事中、「済」と書き込みあり。裏、粕漬鮎贈呈、福岡市西門町、根本方、杉山茂丸、スタンプ「判読不能」12・□」

(37) 大正(7)年9月19日

謹啓 昨日来頻りに氳氳難堪御座候。扱て、友人山科禮藏氏、東京商業會議所副頭取として今回米国へ渡航致に付、何かと心得筋も拝承仕度志願にて参上、下風に拝謁可奉願候間、何卒御教示被成候は、大慶至極に奉存上候。若し何等願出候事も候は、宜敷御訓示奉願上候。右嘆願迄如此。恐々頓首

九月十九日

茂丸

寺内魯庵伯閣下侍曹

〔封筒〕表、麻布区筭町、伯爵寺内正毅殿閣下、親展。裏、杉山茂丸。スタンプ「7・9・20」

(38) 大正(8)年4月18日

謹啓 爾後御容体如何被為涉候哉。御案申上候。

昨十七日当地着仕候処、閣下御不例の由新聞紙上に誇大に掲載仕候とかにて、当地有志家及元老連(氏子中総代)昨日箱崎八幡宮神前に参会し、築港会社幹部と共に御病氣御全快祈願致候。殊に朝鮮総督として御佩劍御献納、築港会社御配意等より誠意茲に至り申候趣披陳罷在候。心中如何にも殊勝に存候。一同よりも誠意言上致呉候様との趣に候間、田舎の朴直御嘉納被為下候は、一同の大慶無此上奉存上候。右得御意度如此御座候。恐々頓首

四月十八日

茂丸

寺内將軍閣下侍曹

〔封筒〕表、神奈川県相州大磯駅後、伯爵寺内正毅殿閣下。裏、福岡市外吉塚三角、杉山茂丸。

(39) 大正(8)年8月23日

謹啓 八月十五日の御書及十九日の御書共に御廻符唯今披見。昨今少々御不常に被為涉候趣に被伺痛心此事に御座候。今や国運安危の秋に臨み人心将さに土崩せんとするの有様、切に閣下の御不勝を痛嘆致候事甚敷奉存候。従来半世の知遇を辱ふし候も非才不徳の為め諸事甘く参り候事一つも無之、慚愧昏倒の外無之、今度こそは閣下の御全快を俟つて微尽を致さんと存候に、又々の御不常痛心に不絶事共に御座候。

小生も去る七月九日より脳溢血の気味にて右脳と左足全部と一時に麻痺

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

仕候処、予て猛烈なる遺伝性に御座候間、直に医師の診療を特殊の方法にて試み申候。夫は直に背部より数回の瀉血法を施し申し候処、忽にして全快爽然致申候。八月十日まで臥床。

殊に百瀬医学士の(日本橋蛸殻町)瀉血自家血精法は特に腎臓系の病気に奇効ある趣に候間、平井博士も懇意の筈に御座候間、御問合の上御尊慮被遊度候。

小生病後の静養を相兼、此四、五日前より滞在罷在候も何様大暑にて格別の養生にも相成間敷と存候間、不遠一度帰東可仕、其上は久々にて一度御見舞可申上と存申候。

不取敢御見舞を相兼拝復迄如此御座候。恐々頓首

八月廿三日

茂丸

寺内伯爵閣下

〔封筒〕表、神奈川県大磯別荘、伯爵寺内正毅殿閣下。スタンプ「8・8・25」。裏、福岡市外吉塚三角、杉山茂丸、返不要。

(40) 大正(8)年8月28日

謹啓 残暑甚敷候処愈御清安奉大賀候。別紙過日少閑を得て翻訳為致置候処英人様々の觀察、或は御一笑の資料にもやと奉存切抜き御送付申上候。御笑覽被成下度。余者不日帰京拝顔相楽み居申候。

右得貴意申候。勿々頓首

八月二十八日

寺内伯爵閣下御侍曹

杉山茂丸

〔封筒〕表、神奈川県大磯、伯爵寺内正毅閣下御侍曹。スタンプ「8・8・30」。裏、福岡市外馬出三角、杉山茂丸。

(41) 大正( )年3月8日

謹啓 陳者此程御政務御多端之折柄にも不拘御面謁を賜はり幸榮至極に奉存候。其御愚見申述候仏領印度支那に關する儀に付ては更に一言を附加へ置度必要相認め、茲重て尊嚴を冒瀆仕候次第に御座候。

最近印度支那總督として再任せられたるサロウ氏は曾て親日の思想を有し、同殖民地の開發の爲めには日本と共同提携するを利益とするの意見を懐抱したる人に有之。大正元年モロッコ事件にて仏独の間に隙を生じたる時、外務大臣デセリフ氏は我栗野大使に対し非公式ながら現行日仏協約及宣言をして更に濃厚なる色彩を加へんとする、則ち日本の力に拠り印度支那の開發を遂げしめんとするの提議を爲し、而かも其議再三に及ひたること有之。而して、当時前記のサロウ氏は新たに同地總督として赴任の際なりしか故に、此提議に参与し栗野大使とも数回会談したることありし人なる由栗野前大使の直話に有之候。

然るに、其後モロッコ問題も無事に解決し、デセリフ氏も或事情に依り外務大臣を辞したる爲め其儘今日に及び居る次第なれとも、要するに仏國に於ては殖民省の一部に日本を誤解するものありと雖、外務省側及有識者間に於ては多く公正の見地を有し、真面目に仏領の将来及利害を研究するもの之ある趣なれば、此際我國は仏國の爲め印度支那領土の保全

を尊重し、我に毫も領土的野心なきことを確保して同國政府を安心せしむるに足る相互の利害關係を明かにし以て經濟的方面、殊に現雲南鐵道の四川延長を日仏共同の事業とし、印度支那の未開地を開發せんとすることを新たに提議するは何等顧慮するを要せざるものと確信仕候。殊に又本件鐵道に關しては、支那側に於ても現在の儘に放棄するを許さず、目下注意を再起し、現に雲南都督唐繼堯氏は中法銀行代表者に仏國にして何時までも敷設を爲さずは支那自ら延長を爲さんとするの意あることを告げたりと最近の報告に相見へ申候。

此程御面謁を賜はり候節は御繁劇の折柄を深く恐察し奉り、小生等思ふ處の愚見十分の一だも具陳することを得ざりしは誠に遺憾に奉存候得共、曩に奉呈仕候意見書あるを以て仰希くは、政務の御寸暇には是非御閲誦を辱ふし、以て適當に御尊慮を籌らせられんこと切に奉懇願候。若し現政府か本問題に対し仏領印度支那のことは従前の如く我不関焉の態度を持せらるゝに於ては、恐らく百年の悔を遺すに至るべきは必らずしも遠きにあらざるへしと奉恐察候。謹言

三月八日

杉山茂丸

齋藤参吉

寺内首相閣下

二伸 本問題に就ては閣下の御許可を得て、曩に奉呈仕候意見書を本野外務大臣閣下へも奉呈仕度存意に候処、御繁忙の折柄故、重て御面謁を希ふことは差扣へ、本日をして直に該意見書を外相閣下に奉呈仕候事に可相成候間、此儀予め御了承置被成下度候。

〔封筒〕表、寺内総理大臣閣下、必御親展。裏、封、杉山茂丸。

(42) 大正( )年9月22日

謹啓 先般者久々振に御引見被為下候。積日の渴慕を医し奉深謝候。其後御奥様御容体如何被為涉候哉。御案申上候。小生も其後風氣にて引籠、御慰問も不相届恐縮仕候。一人の御案旁拝察に不耐奉存上候。

扱て、郷里勤王家早川勇遺族老婦児孫共、非常の流落悲境に沈淪致し罷在、小生、頭山等にて出来る<sup>マユ</sup>得る限りの世話は致居申候も、昨今左寄の小生共遺憾不尠、若し公式の御救護相叶不申候は、閣下御一人の思召にて何とか御慰問被為下候事相叶間敷哉。万止むを得ず竊かに御伺試申候。

二に、昨今小生一人の考にて現下露西亞の実状如何にもして其真想<sup>マユ</sup>を知り度、此は伊藤公御在世の時より種々議論も上下したる事にて、帝国の前途に不容易用意を要する事と存申候。小生者支那の急よりも隱微に一層の急を告げる問題かとも存申候。万一御同感の御心係りも候は、御内諾を蒙り一人を派遣致度、夫が不相叶候は、小生一己にて一人を入れ見度存候も、何分右左共貧境の今日何等御保護の道如何哉と奉存候。此件者未だ後藤男にも不申、若し小生意中御協議<sup>マユ</sup>ども被成下候は、否共難有奉存候。

右申上試さるも心外に御座候間、一応奉達尊聴置候。右等取束奉得御意候。恐々頓首

九月廿二日

其日庵再行

寺内正毅宛杉山茂丸書翰紹介

魯庵將軍閣下侍書

〔封筒〕表、麴町区永田町官邸、伯爵寺内正毅殿閣下、親展。裏、急

呈侍史、東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一一〇一番。

(43) 大正( )年11月27日

謹啓 無申訳御無沙汰致上候処、来十二月二日御優招を辱ふし候。実は余り御疎遠に相成渴慕に不耐候間、小生より一席鳳臨を奉煩度相考罷在候も、再度児玉伯へも御託申上候通り、風邪に次ぐも風邪を以てし、乍存仕御無音恐縮汗顔の至に奉存候。此間中、山県公へも拝謁致し積る咄も言上致上度趣、半病後貧血とかに次ぐに風氣を以てし采薪兎角心に任せず、失礼仕居申候。何れ不日御都合相伺、御案内申上試度考に御座候。来月二日者小生近戚の物<sup>マユ</sup>に無扱約束致し難差延事情有之遺憾無此上存候も、下風に謁し難く存候間不悪御恕量被成下度、乍恐以書中御託申上度如此御座候。恐々謹言

十一月廿七日

茂丸再行

魯庵伯爵軍閣下侍史

〔封筒〕表、麴町区永田町官舎、伯爵寺内正毅殿閣下、「十一月廿八日」と書き込みあり。裏、東京市京橋区築地三丁目拾五番地、台華社、杉山茂丸、長電話京橋一一〇一番。